

令和9年度 税制改正建議書

東北税理士会

目 次

はじめに	1
I 本年度の重点建議事項	
1 少子化対策のための所得控除制度、給付付き税額控除制度を検討すること（一部修正）	4
2 消費税制度を公平・中立・簡素の原則の観点から抜本的に改正すること（一部修正）	7
3 特例事業承継税制の適用期限到来後を見据え、中小企業が円滑に事業承継を行うことができる環境を整備すること（一部修正）	9
4 近時の災害の多様化・長期化を踏まえ、所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること（一部修正）	11
II 本年度の建議事項	
【所得税】	
1 生計を一にする親族に支払った対価の必要経費算入	13
2 不動産所得における事業的規模の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの是正	13
3 源泉徴収票上で社会保険料控除の内訳が確認できるようにすること	14
4 相続財産を譲渡した場合の特例に係る要件緩和	14
5 譲渡所得の計算上抵当権抹消費用を必要経費に算入すること	15
6 相続した空き家を譲渡した場合の特別控除の要件緩和	15
7 国外転出時課税制度について、スタートアップ企業は対象外とすること	15
8 上場株式等の株式譲渡所得の税率について、超過累進税率を設けること	16
9 給与所得者の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の様式の改定をすること（一部修正）	16
10 寡婦控除を見直し男女差のない制度にすること（一部修正）	17
11 準確定申告の申告期限の延長	17
12 相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書提出期限の延長	18
13 源泉所得税の1月の納付期限を一律1月20日とすること	18
14 新規開業者には開業月から源泉所得税の「納期の特例」の適用を認めること	18
15 ふるさと納税で返礼品の交付を受けた場合には寄附金控除の適用対象としないこと（一部修正）	19
16 報酬・料金等の源泉徴収対象を見直すこと（新規）	19
17 退職後に支給期が到来する給与等を支払う際は、原則甲欄課税とすること（新規）	19
18 低未利用土地の適切な利用・管理を促進するため、特別控除額を100万円から引き上げる こと（新規）	20

【法人税】

19	中小企業者等の法人税の軽減税率の特例を恒久化すること	20
20	役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制の見直し（一部修正）	21
21	退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること（一部修正）	21
22	貸倒引当金の損金算入を認めること（一部修正）	22
23	公益法人等の収益事業課税について、限定列举方式を見直すこと（一部修正）	22
24	クラウドファンディングにより調達した資金について圧縮記帳を認めること（一部修正）	23

【相続税・贈与税】

25	相続開始時において履行義務が確定していない保証債務等の取扱い	23
26	相続時精算課税により受贈した土地に対する小規模宅地等の特例適用	24
27	財産評価において建物を解体撤去したときは建物の評価をゼロとすること	24
28	雑種地の評価に現行の評価方法と倍率評価との選択適用を認めること	25
29	債務超過会社に対する役員貸付金の相続評価について評価減を認めること	25
30	高度障害保険金を受け取って間もなく死亡した場合の残余保険金の非課税枠の創設	26
31	特別寄与料受給者は相続税の2割加算対象者から除外すること	26
32	「申告のお知らせ」に相続時精算課税制度の情報を記載すること（一部修正）	26
33	相続税の確定申告期限を、相続の開始があったことを知った日の翌日から12か月以内とすること	27
34	法定代理人が選任された相続人がいる場合には、当該相続に係る納税義務者全員の申告期限を延長する制度の創設	27
35	相続税の課税価格に算入する中小企業の株式の評価額を減額する制度を創設すること	28
36	取引相場のない株式等の評価の弾力化を図ること	28

【消費税】

37	仕入税額控除の95%ルールを復活させること	29
38	特定業種に認められている仕入税額控除の特例の廃止をすること（一部修正）	29
39	一般社団法人に特定収入がある場合の仕入税額控除の調整の見直し	30
40	E T C、電気等の利用に係る役務の提供におけるインボイスの交付免除	30
41	適格請求書の記載事項を簡素化すること	31
42	消費税の申告期限の延長期間を法人税と同一とすること	31
43	国税として納付される消費税の地方配分割合の引上げによる偏在を是正すること（新規）	32

【地方税】

44	国税と地方税の規定を統一すること	32
45	償却資産に係る固定資産税の賦課期日・提出期限を選択制にすること	33

46	退職者の住民税の徴収方法を見直すこと.....	34
47	売電事業が主たる事業でない法人には収入金額を課税標準としないこと（一部修正） .	34
48	事業所税の課税要件の見直し、もしくは課税対象の要件を引き上げること.....	34
49	給与支払報告書の普通徴収切替理由と符合を全国で統一すること.....	35
50	地方税の偏在是正に向けた税制上の対応を講ずること（新規）.....	35
【各税共通・その他】		
51	少額の減価償却資産に係る規定について見直すこと（一部修正）.....	36
52	一定の少額資産の全額損金算入.....	37
53	印紙税法を廃止すること.....	37
54	第二次納税義務者に対して事前に意見聴取の機会を設けること.....	38
55	所得税確定申告の申告期限を4月15日とすること.....	38
56	個人事業者に係る消費税の確定申告書の提出期限を4月15日とすること.....	38
57	法人に係る法人税、消費税の確定申告期限を延長すること.....	39
【納税環境整備】		
58	事前通知を行わずに実地調査を実施する場合の手続きについて.....	39
59	e-Tax等、電子システムの利便性向上を図ること.....	40
60	被相続人が生前に提出した申告書等を閲覧する場合における要件の緩和.....	41
61	税務調査における事前通知の方法に、書面での交付を加えること.....	41
62	贈与税の申告内容の開示請求に基づく開示内容等を見直すこと.....	41
63	合併法人が提出すべき届出書を集約すること.....	42
64	反面調査についても事前通知を行うこと.....	42
65	キャッシュレス納付の段階的推進と振替納税制度の活用を図ること（新規）.....	43
【災害税制】		
66	災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和（一部修正）.....	44
67	被災代替資産等の特別償却の拡充、税額控除の創設（一部修正）.....	44
68	東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例措置の今後のあり方及び見直しの検討（一部修正）.....	45
69	東日本大震災における原発事故による避難指示区域の固定資産税評価額に対する負担調整を設けること（一部修正）.....	45
70	事業者の防災費用・災害支援費用の税務処理を使いやすくし、税額控除を設けること（一部修正）.....	46
71	除染等業務従事者に支給される特殊勤務手当について、役員給与の損金算入の特例を設けること（一部修正）.....	46

はじめに

本書は、税理士法第 49 条の 11 の規定に基づく税制改正建議書である。同条では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とされている。これは、同法第 1 条に示されている独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税務に関する専門家である税理士の職業団体としての固有の権利であるといえる。

東北税理士会（以下「本会」という。）は、本年も本会会員から広く税制改正についての意見を募り、それらを集約し、本建議書を作成した。とりまとめにあたっては、政府その他関係機関における近年の税制改正の動向を踏まえつつ、将来を見据えた先行性をもって提言すること、また税理士の職業団体としての専門性と創造性をもって提言することにも配慮した。

近年の我が国経済は、物価上昇の長期化や実質賃金の伸び悩み、エネルギー・原材料価格の高止まりなどにより、国民生活や中小事業者の経営環境に大きな影響を及ぼしている。このような状況のもと、税制には、国民生活の安定と地域経済の持続的な発展を下支えする役割が、これまで以上に求められている。

災害税制については、東日本大震災発生以後、本会が継続して行ってきた災害関連の税制改正建議を踏まえ、未だ実現していない項目等について、今後も引き続き要望していかなければならない。加えて、令和 7 年（2025 年）においても、地震、豪雨等の自然災害が全国各地で発生し、被害の広域化・長期化が顕著となっている。これらの提言は、現在においてもなお緊急性を有する重要項目であると考えており、被災地の復旧・復興支援のみならず、今後も起こりうる大規模災害への備えとして、税制面からの不断の検討が必要である。これらの提言が、被災地の復興支援と将来の災害対策の一助となることをここに念願するものである。

本会における、税制改正等に対する基本的な考え方は以下の通りである。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的視点となるものである。税の「公平」とは、税額や税率のみで判断できるものではなく、その国の社会構造における「応能負担」はどうあるべきか、「富の再分配」はどの程度なされるべきかを十分に検討する中で形成される概念である。所得格差や資産格差の拡大を放置することは福祉国家の崩壊につながるが、過度の累進課税も公正もしくは健全とは言えない。消費税が最基幹税となった我が国の現行税制において、担税力を中心に据えて時代背景を十分に考慮しながら、常に総合的な観点から税の公平性のあり方を考える必要がある。

(2) わかりやすい税制

我が国の税制は、時代の政策要請に応じて改正を繰り返してきたため、事務手続きや課

税標準の計算が複雑化し、納税者が容易には理解できないものとなっている。そして、そのことが納税者に不利な結果をもたらしている場合がありうる。また、税法の規定の中には、既にその使命を終えたにもかかわらず、高度成長期に制定された法律がそのまま存置されているものもある。一方で、消費税インボイス制度の導入により納税者数が急増したことに伴い、制度の周知が十分でない事象も見受けられる。国民にとってわかりやすい制度とするためには、その制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り計算や手続きを簡素化することにより、国民の理解と支持が得られるよう改正していく必要がある。

(3) 時代に適合する税制

税制はその時々時代に適合するよう見直され続けなければならない。我が国は、首都圏への一極集中による地方経済の衰退、少子高齢化と人口減少による問題、そして一部の富裕層と貧困者の経済格差の問題に加え、近年においては、物価上昇の長期化や実質賃金の伸び悩み、中小事業者における人手不足やコスト負担の増加といった課題を抱えている。また、家庭の働き方や役割分担の変化による個人と家計の問題も、より顕在化している。

これらの問題は、我が国経済社会の構造改革の進展やグローバル化、事業者の経済取引のデジタル化、国民の生活様式の変化などを背景として、ますます複雑化している。こうした諸問題に対処するためには、経済環境や社会構造の変化を的確に捉え、時代に適合した公平な税負担のあり方がどうあるべきかという観点から、総合的に判断し税制を改正していく必要がある。

(4) 国民のための税務行政

本会では、かねてより、国民のための税務行政が行われるべきとの観点から、納税者権利憲章の策定を提言してきた。諸外国においては、税務行政について納税者憲章が制定され、国民の権利利益の保護が図られている例が多い。我が国においても、真に国民の立場に立脚した、公正で透明性があり、かつ簡素な税務行政が行われるべきである。しかし、平成 23 年度税制改正大綱で明示されながらも、本会が改正の柱と考えている納税者権利憲章はいまだに策定されておらず、国民の権利利益を守る観点からは、改革はいまだ道半ばであると言わざるを得ない。このような状況の下、令和 7 年 3 月 31 日所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めることが示された。

納税者権利憲章は、OECD に加盟する先進国 38 か国（令和 7 年 12 月 31 日現在）のほとんどにおいて制定されており、国際的スタンダードとあって過言ではない。引き続き、導入に向けた具体的な実現に向けての議論展開が期待される。

(5) 税務行政、税理士業務のデジタル化の推進

令和5年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」に示された基本方針に基づき、納税環境のデジタル化を一層加速させていかなければならない。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、税務行政のデジタル化のみならず、事業者における業務のデジタル化推進に対する周知および支援の重要性が一段と高まっている。

また、改正税理士法において税理士業務のデジタル化推進が明記されたことも踏まえ、税務行政と税理士業務のデジタル化は、納税者の利便性向上のための必須事項である。電子帳簿保存法および消費税インボイス制度の施行により、ICT環境の整備とその定着が税務行政の中心的課題となっているが、特に小規模事業者に過度な負担が生じることのないよう、十分な配慮が求められる。バックオフィス業務のデジタル化を通じた記帳水準の向上および生産性向上を促進する観点から、税制改正を通じた税務のデジタル化推進について、引き続き十分な目配りが必要である。

I 本年度の重点建議事項

前述の基本的な考え方に基づき、本会は本年度下記の重点要望事項を掲げる。

1. 少子化対策のための所得控除制度、給付付き税額控除制度を検討すること。

(一部修正)

少子化対策は我が国の喫緊の課題ではあるものの、この課題解決を後押しする税制を創設したとしても一朝一夕に解決するものではない。そのため、子どもの医療費の無償化や保育・教育の無償化、子育て世帯への児童手当といった直接的な給付施策も重要であるとする。令和8年度税制改正大綱においては、基礎控除および給与所得控除の引上げ、扶養親族等に係る所得要件の見直しが示され、物価上昇局面における課税最低限の引上げや就業調整への対応として一定の前進が見られたことは評価できる。

しかしながら、長期的には、多様化した現代のライフスタイルや価値観を受け入れた上で、社会全体として出産・子育てを支援する制度を構築しなければならない。とりわけ、勤労収入が低い傾向にある若年層の可処分所得を安定的に増やさなければ少子化対策にはつながらない。そのためには、税制のみならず、社会保障制度も含めた一体型の制度構築と、国民負担の在り方を中長期的な視点で再検討する必要がある。今回の税制改正大綱における見直しは、主として物価上昇への対応や就業調整の是正を目的とするものであり、少子化対策を明確な政策目的として制度全体が再構築されたものとは言い難い。

税制においては、所得控除、特に人的控除を整理・簡素化するとともに、給付付き税額控除を併用することで、より実効性のある所得再分配を図るべきである。一般に、人的控除は、所得のうち本人およびその家族が最低限度の生活を維持するために必要な部分は担税力を有しないという考え方に基づくものであり、憲法第25条の生存権保障が租税法上に現れた制度と整理されている。一方、税額控除は政策目的に基づく措置として位置付けられており、少子化対策といった特定の社会政策上の課題に対しては、必要に応じて給付を行うことにより、支援すべき対象世帯の可処分所得を直接的に増加させることが可能となる。今後は、所得控除と給付付き税額控除を適切に組み合わせ、少子化対策としてより効果的な税制の在り方を検討すべきである。

(1) 基礎控除の増額

基礎控除は、所得のうち、納税者本人およびその家族が最低限度の生活を維持するために必要な部分については担税力を有しないという考え方に基づく制度であり、憲法第25条が保障する生存権の理念を租税法上具体化したものと位置付けられる。令和8年度税制改正大綱においては、基礎控除の引上げや、物価上昇局面における課税最低限の見直しの方向性が示され、低中所得層の税負担軽減や就業調整への対応という観点から一定の前進が見られたことは評価できる。しかしながら、生活保護基準等と比較すれば、現行の基礎控除額は依然として低い水準にとどまっており、最低生活費を十分に反映しているとは言い難い。とりわ

け物価上昇が続く局面においては、的確な基礎控除額の見直しが行われなければ、課税最低限が実質的に引き下げられる結果となり、勤労意欲の低下や可処分所得の減少を招くおそれがある。

少子化対策および就業意欲の向上という観点からも、基礎控除については、最低限度の生活費を非課税とする制度趣旨を明確にした上で、生活保護水準等を参考に更なる段階的な引上げを検討すべきである。

(関係法令 憲法第 25 条、所得税法第 86 条)

(2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の在り方を抜本的に見直す

配偶者控除及び配偶者特別控除は、制度創設当時の家族形態を前提として設計されたものであり、共働き世帯が一般化した現代社会においては、就業調整を誘発する要因となっていることが指摘されてきた。令和 8 年度税制改正大綱においては、いわゆる年収の壁に係る所得要件の引上げが行われ、就業調整への一定の対応が図られた点は評価できる。しかしながら、控除体系自体の複雑性や、働き方に対する中立性の問題は依然として解消されていない。

また、配偶者が一定の所得を有する場合において、配偶者自身に基礎控除が適用されることから、結果として二重控除が生じるとの指摘もあり、制度の公平性・中立性の観点から課題が残されている。

今後は、短期的な所得要件の調整にとどまらず、配偶者控除及び配偶者特別控除の在り方そのものを見直し、配偶者についても他の親族と同様に扶養控除に一本化するなど、人的控除全体を簡素で分かりやすく、働き方に中立的な制度へ再構築する方向で検討すべきである。

(関係法令 所得税法第 83 条、84 条)

(3) 年少扶養控除の復活等扶養控除の在り方を見直す

年少扶養控除は、子ども手当制度の創設を背景として廃止されたが、親が未成熟子に対して生活保持義務を負うという法的・社会的責任は現在も変わるものではない。

扶養控除は、憲法第 25 条に基づく生存権保障の機能に加え、民法第 877 条に規定される親族間の扶養義務、とりわけ親子間の生活保持義務を税制上反映する制度と位置付けられる。この点に鑑みれば、16 歳未満の子についても、税制上、親の扶養負担を適切に評価する必要がある。

児童手当制度の拡充が進められる中においても、税制と社会保障制度がそれぞれ果たす役割を整理した上で、年少扶養控除の復活や、これに代替する税額控除の導入など、子育て世帯の負担を総合的に軽減する仕組みについて検討すべきである。

(関係法令 所得税法第 2 条、第 84 条、第 85 条)

(4) 少子化対策を目的とした給付付き税額控除制度を早期に実施する

少子化対策という社会的課題に対し、所得控除による負担調整のみで対応する場合、累進税率構造の下では高所得者ほど恩恵が大きくなるという問題がある。令和 8 年度税制改正大綱においては、給付付き税額控除制度について具体的な制度設計には踏み込まれておらず、今後の国民会議を通じた検討課題として引き続き注視する必要がある。税額控除、とりわけ

給付付き税額控除は、一定の要件を設定することにより、支援が必要な低所得の若年層や子育て世帯をピンポイントで対象とすることが可能であり、少子化対策や所得再分配の観点から有効な手法である。

税制面から我が国の大きな課題の一つとして挙げられる人口減少問題、地域の生活環境を支え、暮らしの安定を図るための方策を講じる必要がある。

今後は、扶養する子どもの数や子育て関連支出等を考慮した給付付き税額控除制度の導入を検討し、税と社会保障を通じた一体的な経済支援の仕組みを構築すべきである。

(5) 若年層（低所得者層）の社会保険料負担の軽減を図る

少子高齢化の進展に改善の見通しが立たないなか、高齢化によって増大する社会保障給付費と、ほぼ横ばいで推移している社会保険料収入との差額は拡大傾向にあり、現役世代に主な負担を求める社会保障制度の持続可能性に懸念が生じている。社会保障制度の実態は、現役世代が納めた保険料が、そのときの受給者への支払いに充てられる賦課方式であるため、高齢化率の上昇に伴い現役世代に過度な負担を強いるものとなる。年金保険制度はもとより、医療保険制度においても医療費が増大する高齢者の割合が上昇するなかで、現役世代から高齢者への実質的な所得移転によって、受益と負担の世代間格差を生むこととなる。このまま現行の社会保障制度を維持すれば、現役世代の負担が過重となり、特に勤労収入が低い傾向にある若年層の低所得化を助長し、経済的理由による未婚化・晩婚化の要因となる。そして、未婚化・晩婚化によって少子化問題の改善は困難をきたすこととなり、社会保障制度の持続可能性を揺るがすという悪循環に陥ることとなる。

また、社会保険料は逆進的で公平性を阻害するという問題を内包する。社会保険料の算定にあたっては、給与所得控除や人的控除の適用はなく、収入に比例的な率で賦課される。そのうえで、収入の高い者については、保険料算定の基礎となる標準報酬月額と標準賞与額に上限が設けられる。加えて、所得税における社会保険料控除は限界税率の高い高所得者の所得税負担を大きく軽減する。結果として、社会保険料負担が収入に占める比重は低所得層ほど高くなり、収入に対し逆進性を有することとなる。更に、社会保険料の賦課対象も論点となる。雇用保険の失業等給付や育児休業給付については、勤務先との雇用関係の上に成立するため、賦課対象を給与収入に限定する合理性を見出すことができる。

しかし、医療・介護の給付については、保険料が賦課されない収入があっても給付が減るわけではなく、公的性格の強いサービスの賦課対象を給与収入に限定する必然性は乏しい。また、働き方の多様化が進み、2か所以上の勤務先から給与を得る者が増加しているが、役員以外の者が複数の勤務先で社会保険の加入義務を満たすことは現実的に多くはなく、勤務先が1か所の者と複数の者で収入が同額の場合、社会保険料の負担に公平性が担保されないこととなる。若年層の経済的負担を相対的に軽減することで少子化に歯止めをかけ、また、社会保障に係る負担をあらゆる世代が広くかつ公平に分ち合う観点から、給与のみではなく不動産、金融、年金等あらゆる所得の源泉を対象とし、所得税に準じた総所得金額等に対し累進的に賦課するような方式を選択肢の一つとして検討してもよいのではないだろうか。

税制改正により課税最低限の見直しが進められているものの、社会保険料負担が軽減されなければ、税制改正の効果が相殺されるおそれがある。特に、社会保険料は収入に対して比例的に賦課される一方で、所得控除の適用がなく、低所得層ほど負担割合が高くなる逆進性の問題を内包している。少子化対策および世代間の負担の公平性を確保する観点から、税制と社会保障制度を一体として捉え、若年層・低所得者層の社会保険料負担を相対的に軽減する方策について、引き続き検討すべきである。

2. 消費税制度を公平・中立・簡素の原則の観点から抜本的に改正すること。

(一部修正)

現行消費税法における複数税率、事業者免税点制度、基準期間制度並びに非課税取引の範囲の広さは、税の公平性・中立性・簡素性の原則に照らし、依然として多くの課題を内包している。これらの制度的歪みを是正する観点から、消費税制度については抜本的な見直しを行う必要がある。

(1) 軽減税率制度を廃止し、単一税率とすること

消費税の軽減税率制度については、以下に掲げるとおり多くの制度的課題が指摘されており、これを廃止した上で、単一税率へ移行することが適当である。

- ① 逆進性緩和の効果について実証的な検証が十分でないこと。
- ② 事業者における区分経理等の事務負担が著しく増加していること。
- ③ 社会保障財源としての安定性が損なわれるおそれがあること。
- ④ 適用対象の判定が複雑であり、課税の明確性を欠くこと。
- ⑤ VRR (VAT Revenue Ratio: 消費税収の効率性指標) が低下し、付加価値税制度に関する国際的な潮流に逆行していること。

少なくとも、軽減税率の対象範囲については、これ以上の拡大を行うべきではなく、さらなる税率の複数化を招くことのないよう、厳格に限定すべきである。

(関係法令 消費税法第 29 条、平成 28 年改正法附則第 34 条)

(2) 事業者免税点を引き下げること

事業者免税点は、平成 16 年 4 月に 3,000 万円から 1,000 万円に引き下げられて以降、長期間にわたり据え置かれている。その間、消費税率は平成 26 年 4 月に 8%、令和元年 10 月に 10%へと段階的に引き上げられており、免税事業者に係るいわゆる益税の拡大が指摘されてきた。インボイス制度の施行により、多数の免税事業者が適格請求書発行事業者として登録しており、制度施行前と比較すれば、事業者免税点制度による益税は相当程度縮小すると推測される。一方で、小規模事業者に対する事務負担軽減や、人的非課税という事業者免税点制度の本来的な意義は相対的に希薄化している。

これらの状況を総合的に勘案すれば、零細事業者の廃業圧力とならないよう十分配慮しつつ、下記①及び②の政策的措置を継続することを前提として、事業者免税点制度の廃止も視野に入れながら、免税点を 500 万円程度に引き下げる方向で制度改正を検討すべきである。

また、インボイス制度の導入により相当数の免税事業者が課税事業者へ転換している実態に加え、免税点引下げにより取引過程における免税事業者の介在が一層縮減され、前段階控除方式の精緻化が図られるのであれば、仕入税額控除についても見直しを行うことが望ましい。すなわち、現行法においては納税額算定上の計算要素にとどまっている仕入税額控除について、課税仕入れの事実に基づき当然に認められるべき納税義務者の権利として、消費税法上、法的請求権としての位置付けを明確化すべきである。

① インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置の恒久化

インボイス制度の導入に伴い、取引から排除されることへの懸念から、多くの免税事業者がインボイス発行事業者となる選択を行っている。これを踏まえ、激変緩和措置として、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合に、納税額を売上税額の2割とする3年間の特例措置が講じられた。当該措置終了後も、令和9年度税制改正において、売上税額の3割とする2年間の特例措置が新たに設けられているが、課税売上高が免税点以下の小規模事業者や新規開業者等については、事務負担軽減のみならず、人的非課税という制度本来の趣旨を踏まえた配慮が引き続き必要である。

また、スタートアップ・エコシステムの強化や新産業の創出・育成を推進する観点からも、小規模事業者に対する実質的な消費税負担は極力抑制されるべきであり、これらの負担軽減措置については、時限的措置ではなく恒久的措置として講ずることが適当である。

なお、事業者免税点の引下げを行う場合には、負担軽減措置の対象を引下げ後の免税点以下の事業者に限定することにより、適正な税転嫁の確保に及ぼす影響を最小限にとどめることが可能と考えられる。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担軽減措置の恒久化

基準期間における課税売上高が1億円以下、又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者については、税込1万円未満の課税仕入れに関し、インボイスの保存がなくとも一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を認める経過措置が設けられているが、これは令和11年9月30日までの時限的措置とされている。前段階控除方式の下では、本来、課税仕入れの事実という実体要件によって税の累積が排除されるべきである。

近年のICT化、キャッシュレス化、ペーパーレス化の進展により、書面によるインボイスが発行されない取引が増加する中、極めて少額な取引にまで厳格な形式要件を課すことは、事業者にとって過重な事務負担を生じさせる。

現行制度において、税込1万円未満の値引き等について返還インボイスの交付義務が免除されていることとの均衡を踏まえれば、税込1万円未満の課税仕入れについても、一定事項が記載された帳簿の保存により取引の真実性を担保できる場合には、当該帳簿の保存をもって仕入税額控除を認める制度とすべきであり、当該措置は恒久化されるべきである。（関係法令 消費税法第9条第1項、第30条第7項、第57条の4、平成28年改正法附則第51条の2、第53条の2、平成30年改正令附則第24条の2第1項）

(3) 基準期間制度を見直すこと

納税義務の有無や簡易課税制度の適用可否を、基準期間の課税売上高により判定する現行制度は、納税者にとって分かりにくく、また、基準期間と当該課税期間との間において経済情勢や事業規模が大きく変化した場合には、実態に即しない課税が行われるおそれがある。インボイス制度の導入により、インボイス発行事業者は日々のインボイス発行を通じて課税売上高を把握することが可能となっており、また、免税事業者が課税転換した場合には、いわゆる2割特例の適用について申告時の選択が認められていることから、基準期間制度の実質的意義は低下している。

このため、基準期間制度を見直し、納税義務の判定及び簡易課税制度の適用可否については、原則として当該事業年度の課税売上高により判定する制度へ移行するとともに、課税事業者の選択及び簡易課税制度の選択についても、当該事業年度に係る確定申告時に行えるよう改正すべきである。

ただし、インボイス登録を行わない免税事業者については一定の移行準備期間が必要であることから、基準期間を前事業年度（前年）とする経過措置を設けることも考えられる。また、課税事業者選択届出や簡易課税制度選択に伴う、いわゆる「2年縛り」「3年縛り」規定については廃止すべきである。

（関係法令 消費税法第12条の4、第19条、第37条）

(4) 社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること

非課税取引については、消費者から消費税相当額を収受できない一方で、仕入れや設備投資等に係る仕入税額控除が認められないため、最終消費者ではない事業者が実質的に消費税を負担する構造となっている。特に、社会保険診療等の公定価格を主とする取引を行う医療機関等においては、税の累積を排除する仕入税額控除が機能せず、控除対象外消費税が発生することにより、転嫁できない消費税負担が経営を圧迫し、税の公平性及び中立性が確保されていない。

本来、消費税制度は、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額との差額を納付又は還付する簡素な制度であるべきであり、また、高い税収効率を維持する観点からも、非課税取引は可能な限り縮減されるべきである。

非課税取引には、「税の性格上、課税取引とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」とが存在するが、特に後者については、全段階において消費に課税するという消費税の基本原則を徹底し、非課税対象の拡大に歯止めをかける必要がある。

（関係法令 消費税法第6条第1項）

3. 特例事業承継税制の適用期限到来後を見据え、中小企業が円滑に事業承継を行うことができる環境を整備すること。

（一部修正）

特例事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という喫緊の課題に対

応するための、極めて異例の時限措置として創設された制度である。令和7年度与党税制改正大綱においても、本措置については「適用期限は今後とも延長しない」との方針が明確に示されており、事業承継を検討する中小企業経営者等に対し、早期の対応を促す趣旨と考えられる。

一方、令和8年度税制改正大綱においては、特例事業承継税制の活用を促進する観点から、特例承継計画の提出期限が1年6か月延長される見込みであり、制度の周知と利用環境の整備が引き続き図られることとなる。適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得ることとしている。

特例事業承継税制の適用期限到来後においては、同制度による納税猶予という手法が用いられなくなる一方で、取引相場のない株式の評価額の高さそのものが、事業承継の大きな阻害要因のひとつとして取り上げられることもある。現行の取引相場のない株式の評価は、類似業種比準方式及び純資産価額方式を基本として算定されているが、これらの評価方法は、企業が長年にわたり内部留保を積み上げ、安定した雇用を維持し、賃上げや設備投資に取り組んできた結果として評価額が上昇する構造となっている。

その結果、地方の中小企業であっても、事業規模や収益力の実態に比して過度に高額な株式評価が行われ、相続税・贈与税の負担が事業承継の大きな障壁となっている。

これは、我が国の雇用の大部分を支え、地域経済の基盤を形成している中小企業が、健全な経営努力を重ねてきた結果として、かえって円滑な事業承継を阻害されるという、制度趣旨との乖離を生じさせるものである。昨年度の建議において指摘したとおり、中小企業の株式は単なる私的財産ではなく、雇用や地域社会を支える社会的資産としての側面を有しており、清算価値を前提とした評価のみで課税関係を整理することには限界がある。

特例事業承継税制の適用期限後においても、中小企業の円滑な世代交代を確保するためには、納税猶予制度の有無にかかわらず、事業承継時における取引相場のない株式の評価のあり方そのものを見直すことが不可欠である。具体的には、親族内承継等の一定の要件の下で取得される自社株式について、事業継続を前提とした評価上の配慮措置を講ずることや、純資産価額方式において事業継続に必要な運転資金相当額等を考慮した評価調整を行うこと、また、類似業種比準方式についても、地方中小企業の実態をより適切に反映する補正の導入等を検討すべきである。

特例事業承継税制が終了した後においても、取引相場のない株式評価の見直し等の所要の法改正を通じて、事業承継に伴う過度な税負担を緩和し、中小企業が培ってきた経営基盤と雇用を次世代へ円滑に引き継ぐことができる税制環境を整備することを強く要望する。

(関係法令 租税特別措置法第70条の7、法人税法第33条第2項、同法基本通達9-1-13、9-1-14、所得税基本通達59、財産評価基本通達178～189-7)

4. 近時の災害の多様化・長期化を踏まえ、所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること。

(一部修正)

東日本大震災の未曾有の大災害から 15 年を経過したが、その後も毎年のように大規模災害が全国各地で発生しており、2016 年の熊本地震、2024 年の能登半島地震など、東日本大震災を想起させる激甚な災害も定期的に発生する地球環境が続いている。

さらに 2025 年においては、地震、豪雨、台風等による災害が全国各地で相次いで発生し、住家被害や生活基盤への深刻な影響が広範囲に及ぶ事例が見られたほか、被災後も長期間にわたり避難生活や事業継続への支障を余儀なくされるなど、災害の影響が単年度で収束しない状況が一層顕在化している。

「数十年以内に必ず起こる」と言われている震災や、発生頻度の高まる水害など、日本において災害は今後も、生命や暮らしを脅かす大きなリスクとして身近にあり続けることは避けられない。

令和 5 年度税制改正により、本会が長年要望していた特定非常災害に係る純損失の繰越期間の特例、及び相続時精算課税で贈与した土地または建物が被災した場合に再計算できる特例が創設された。能登半島地震に適用された雑損控除の特例措置が担税力の観点から被災者の負担を軽減・救済する役割を果たしたことを踏まえ、「雑損控除制度の改正」及び「災害損失控除制度の創設」を要望する。

(1) 雑損控除制度の改正

① 所得控除の順番について

雑損控除は所得控除の 1 項目であるが、他の所得控除項目よりも先に控除される。このことにより、被災した年度において人的控除が切り捨てられる場合があり、その場合は、居住者及びその者と生計を一にする親族の資産損失の回復は限定的効果に止まることとなる。この点について、昭和 26 年 11 月 2 日の第 12 回国会参議院農林委員会における政府側答弁が示す考え方が、現行の控除順序を維持すべきとの根拠として言及されることがある。しかし、当該答弁は、雑損控除のみが例外的に繰越控除を認められていた当時の制度設計を前提として控除の順番を論じたものであり、災害対応に係る税制が段階的に整備・拡充されてきた現在の制度環境とは大きく異なる。

そもそも、憲法で保障された最低限の生活保障を意味する基礎控除や扶養控除は、本来万人に保障すべきものであり、それらの控除後の金額に対して、被災者等に生じた資産損失の考慮が図られて当然だと考える。以上を踏まえ、課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、残された雑損控除については最後に控除する仕組みへと見直すべきである。

② 損失額の確定について

損失額の確定は、原則として建物の購入代金の領収書等や移転費用の領収書等に基づいて算定することとし、建物の購入代金の領収書等を保存していない者については、固定資産税評価額や国税庁発表の建物の標準的な建築価額表に基づいて算定する方法が考えられ

る。

③ 対象支出の範囲について

災害関連支出の範囲について、現行制度上は、災害のやんだ日から1年以内に支出した一定の費用が対象になり、平成23年分からは、大規模災害等の場合は3年経過の日までに対象が拡大された。しかし、東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）の事故の発生で、立法時には想定外だった長期の避難を余儀なくされている状況を鑑みると、災害関連費用を一定の資産損失に限定するのではなく、広く避難のための直接的費用や生活関連費用も対象にするべきである。また、災害から10年以上が経過しても未だ2万人以上が避難している実態から判断すると、発生期間を最長3年に限定することによって、納税者の課税の公平性が歪められることになると考えられるので、一律に期間を定めるべきではない。

(2) 災害損失控除制度の創設

① 災害損失控除の創設

東日本大震災の経験から、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の長期間を要すること、③災害による損失額を所得控除項目として別枠で計算対象にすることは、被災者のみならず国民の理解と納得が得られやすいと考える。これらの理由により、所得控除項目として、雑損控除から災害による損失を独立させ、災害損失控除の創設を要望する。なお、ここに定める災害の定義については、所得税法第2条第1項27号に規定する内容を想定している。

② 繰戻し還付制度の創設

災害損失が発生した場合、被災者は担税力を喪失することとなるが、災害発生後の所得環境は不透明かつ流動的となることが多く、当該年度の所得計算に基づく税負担の調整には限界がある。このため、被災直後において、担税力の変化を所得計算に十分に反映できないという課題が生じている。

諸外国の災害税制を見ると、例えば米国においては、災害を3区分の規模に区分して特例を定めており、災害の大きさに準じて税制による救済効果が高まるような制度設計となっている。特に、大統領が大規模災害と宣言したときには、3年間の繰戻し還付が認められている。発生前の確定した所得計算に損失を繰り戻すことが可能になれば、被災年度において緊急的対応が迫られる被災者の生活資金等を確保するという社会政策的機能が果たされる。

そこで現行の繰越控除に加え、繰戻し還付を適用できる制度の創設を要望する。なお、繰越控除と繰戻し還付は、納税者が選択して適用できる仕組みとし、特に大規模災害の場合には、最大3年間の繰戻し還付を可能とすることが適当である。

(関係法令 所得税法第2条、第62条1項、第72条、第87条1項、第120条、同法施行令第9条、第178条、第203条、第204条、第205条、第206条、第262条)

Ⅱ 本年度の建議事項

【所得税】

1. 事業者と生計を一にする親族に支払った事業からの対価について、必要経費の特別規定とする位置づけを改め、必要経費として認めること。

所得税法第 57 条は、恣意的な所得分散による租税回避行為を防止するため個人単位の課税を原則としている所得税法第 56 条の規定の例外規定である。

しかし、所得税法第 56 条及び第 57 条制定当時と比較すると、現在の社会は、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化し多様化している。そのため、個人事業は家族による協力により成立するという価値観で一括りにすることに無理が生じている。所得税法第 56 条はその役割を終えたと考えられる。

生計を一にする親族に支払う対価であっても適正契約に基づき、金額、支払方法及び支払時期が適切であり、青色申告により記帳が適正に行われている場合には、必要経費の特例ではなく、必要経費そのものとして事業等の必要経費として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 37 条第 1 項、第 56 条、第 57 条)

2. 不動産所得における事業的規模と事業的規模以外の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違を是正すべきである。

不動産所得の計算において、資産損失は、事業的規模の場合はその全額を必要経費に算入できるが、事業的規模以外の場合は不動産所得の金額が必要経費に算入される限度となる。貸倒損失は、事業的規模の場合は回収不能となった年分の必要経費となるが、事業的規模以外の場合は収入計上した年分に遡って所得計算をやり直すこととなり、取扱いが異なる。

しかし、事業的規模以外の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることには変わりがなく、事業規模により取扱いが異なっているのは、税負担の公平性の観点からしても不合理である。また、令和 4 年 10 月 7 日に改正された所得税基本通達 35-2 では、事業所得と雑所得の判定において、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判断することを原則としながらも、その所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、記録した帳簿書類を保存している場合には、その所得を得る活動について、営利性、継続性、企画遂行性を有し、事業所得に区分する旨示されていることを理由として、事業規模のみをもって取扱いを異にすることは妥当ではないと考える。帳簿書類が存在すれば、資産損失や貸倒損失の計上根拠も明確になるため、課税所得の計算上、不明瞭になることもないはずである。よって、事業的規模以外の場合にも、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がある場合には事業的規模の場合と同じ取扱いにするべきである。

(関係法令 所得税法第 51 条、同法基本通達 35-2)

3. 年末調整において社会保険料控除の内訳が確認できるよう源泉徴収票の記載様式を変更し、その根拠書類の提出又は提示を必要とすること。

年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料等を年末調整で控除した場合、次のような問題が生じるため、国民年金や国民年金基金以外の社会保険料控除額についても内訳が確認できるような仕組みを整備する必要がある。

- ① 給与と年金の源泉徴収票を基に確定申告した場合、二重控除されてしまうおそれがある。
- ② 行政側で住民税を計算する際、社会保険料控除の内訳が不明なため①同様に二重控除されてしまうおそれがある。

年末調整に必要な証明書類について規定されている所得税法第 196 条第 2 項において、介護保険料等（所得税法第 74 条第 2 項第 2 の 2、第 3）についても証明書類を必要と規定し、源泉徴収票の「摘要」欄（もしくは「社会保険料等の金額」欄に細目を設けるなどして）に介護保険料等の金額を記載するように改正することにより、社会保険料控除額の内訳が明らかになるように整理すべきである。

最近では、年金を受給しながら働き続けることも多くなってきていることから、社会保険料の重複控除の懸念を取り除く必要があると考える。

（関係法令 所得税法第 74 条第 2 項、第 190 条、第 196 条、同法施行規則別表 6（1）備考 2（12））

4. 譲渡所得の計算において、①相続財産を譲渡した場合の取得費特例、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例について、その適用要件のうち、相続税の申告書提出期限の翌日以降「3年以内」を「5年以内」に延長すること。

相続等により取得した財産を 3 年以内に譲渡した場合の所得計算では、①相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算する取得費特例と、②非上場株式を発行会社に譲渡した場合に、みなし配当を課税しないとする特例とがある。

しかし、①地方では不動産売買が著しく減少しており、固定資産税評価額でも売買が成立しない事例が多く、不動産の譲渡に時間がかかるようになってきている。相続税を取得費に加算できる期間を、不動産の取引に係る期間が延びている現状に合わせる必要がある。また、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡するとしても、一旦相続した株式について譲渡してもらって 3 年以上の期間がかかることが多い。

そこで、これらの特例が受けられる譲渡までの期間を現行の「3 年以内」から「5 年以内」に延長すべきである。

（関係法令 租税特別措置法第 39 条、第 9 条の 7）

5. 譲渡所得の計算上、抵当権抹消費用を負担している場合には譲渡費用として認めること。

抵当権抹消登記は、債務の弁済によって抵当権の効力がなくなったことに起因する行為であり、当該行為に要した費用は譲渡のために直接要した費用とは認められず、譲渡費用に該当しないものとされる。

しかし、土地等の売買の場合、当該物件に抵当権が設定されている場合が非常に多く、また、実務上、通常の売買において抵当権を抹消しなければ譲渡は不可能である。その意味からも売買時の抵当権抹消費用については、譲渡に必要な費用等に該当すると考えられるため、譲渡費用として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 33 条、同法基本通達 33-7)

6. 被相続人より相続した空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について、適用要件を緩和すること。

被相続人が居住用不動産を所有していた場合において、その居住用不動産には引き続き被相続人の配偶者が居住するが、年齢や管理能力等の関係からその配偶者ではなく被相続人の子が相続せざるを得ないケースがある。このケースにおいて配偶者が死亡し二次相続が発生してその居住用不動産が空き家となった場合、子がその居住用不動産を譲渡してもその配偶者が所有していたものではないため、租税特別措置法第 35 条第 3 項を適用できず、適用を受けられる場合との取扱いに不公平が生じる。

従って、同条の適用要件を緩和し、一次相続において子が相続した居住用不動産に配偶者が居住していた場合において、その居住用不動産に対して配偶者居住権が設定されていた等、その配偶者が一次相続後から二次相続発生までの間、真に居住をしていたと認められるときは、その配偶者の死亡により空き家となった居住用不動産の譲渡について同条の適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 35 条 3 項)

7. 国外転出時課税制度について、一定のスタートアップ企業の非上場株式は対象外とすること。

スタートアップ企業が事業を海外展開する場合には、経営者が自ら海外に赴任して、海外拠点で事業活動を行うことも多い。このような場合にも国外転出時課税制度を一律に適用することは、起業者に一時的に多額の納税負担を課す結果となり、担税力を持たない所得課税となるとともに企業の成長を妨げる要因になる。また、創業間もない企業の業績は変動幅が大きく、国外転出時の株式評価額が実態以上の含み益となることもありうる。

納税猶予制度の適用手続きについて、令和5年度税制改正で株券発行を不要とする簡素化が図られたが、それだけでは多くの創業者にとって不十分である。課税逃れの回避が国外転出時課税制度の目的であれば、対象有価証券等の時価評価額が1億円以上である場合でも、対象資産の一部を構成する非上場株式に金額基準又は議決権基準を設定し、当該基準値以下の非上場株式を対象資産外とすること、創業後数年以内の非上場株式を対象外とすることなどして、課税逃れ目的を持たない経営者にとって公平な税制、スタートアップ企業の海外への事業拡大や成長に対して中立的な税制とするべきである。

(関係法令 所得税法第60条の2)

8. 上場株式等の株式譲渡所得の税率について、高額な所得分については超過累進税率を設けること。

現行制度では、株式の譲渡所得課税は申告分離課税となっており、その所得税率は、15%（所得税、住民税、復興特別所得税を合わせて20.315%）と一定になっている。一般に超富裕層における課税負担率が相対的に低くなるのは、この金融資産から得られる金融所得の税率が低いことが原因と言われており、担税力に応じた負担がなされていないという指摘がある。令和5年度税制改正により年間合計所得金額30億円超の超富裕層への課税強化策として「ミニマムタックス」が導入されたが、対象者は極めて少数と言われており、いわゆる1億円の壁問題が解消されたとは言い難い状況にある。

この税負担の不公平を緩和するため、例えば、上場株式の株式譲渡所得が1億円を超える分に対しては、所得税率を35%にするというように、分離課税独自の超過累進税率を設定すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第37条の11)

9. 給与所得者の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の様式の改定をすること。

(一部修正)

給与所得者は年末調整の際に「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を記載することになるが、給与所得者本人も自身の給与額を把握できる者は少なく、所得欄の記載も空欄か誤った額を記載している場合も多く、追記・訂正を余儀なくされるのが実情である。そこで、記載様式を次のように改定すべきである。

1. 給与所得者の基礎控除申告書欄

(1) 給与所得の欄は、申告書提出先からの給与とそれ以外からの給与を分けて、提出先からの金額は提出先が記載する形式にする。これにより一か所から給与をもらう者はこ

の欄の記載が不要になり負担が軽減される。

2. 給与所得者の配偶者控除等申告書欄

控除対象外の場合には、その旨のチェック欄を設ける。この欄の記載が何もないと控除対象外なのか記載漏れなのかが判断できないが、チェック欄を設けることで、その確認作業が軽減される。

また、当該申告書の記載が困難になっているのは、現行制度の基礎控除額や配偶者（特別）控除額、特定親族特別控除額の算出方法が複雑すぎるのが原因であるため、これら所得控除の仕組みを簡素化すべきである。

（関係法令 所得税法第 195 条の 2、第 195 条の 3、第 195 条の 4、租税特別措置法第 41 条の 3 の 12、所得税法施行令第 318 条の 3、第 318 条の 4、所得税法施行規則第 74 条の 3、第 74 条の 4、第 74 条の 5、第 74 条の 6、第 74 条の 7、租税特別措置法施行規則第 18 条の 23 の 8、所得税基本通達 194 から 198 共-3、租税特別措置法関係通達第 41 条の 3 の 12-1）

10. 寡婦控除を見直し男女差のない制度にすること。

（一部修正）

寡婦（寡夫）控除は、昭和 26 年に戦争未亡人等を念頭に寡婦控除が創設され、昭和 56 年に父子家庭への配慮として寡夫控除が創設されたものである。令和 2 年度税制改正において寡夫控除が廃止され、ひとり親控除が創設されるなど一定の整理が行われたが、ひとり親に該当しない場合でも、夫との死別又は離婚等を要件とする寡婦控除は存続している。同じ条件にありながら性別によって所得控除に差があるのはジェンダー平等に反して、公平性に欠ける。

我が国では、男性の所得で家計を担っている世帯が多いのは確かだが、逆の例は当然にある。女性の社会進出を推し進める我が国において税制上に男女による差別があるべきではなく、寡婦控除と同一の要件で男性も所得控除が受けられるようにすべきである。

（関係法令 所得税法第 80 条、第 81 条、同法施行令第 11 条、第 11 条の 2）

11. 準確定申告の申告期限を、相続開始があったことを知った日の翌日から少なくとも 6 月以上とすること。消費税も同じ申告期限とする。

相続が発生した場合には、仏事など通常では生じない手続き等が数多く生じる。また、相続内容によっては申告手続きに時間を要する場合があります。相続人の年末調整の手続き等にも配慮する必要がある。現行の「その相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日」は短すぎるため、実務上の困難性等を考慮して、相続開始があったことを知った日の翌日から少なくとも 6 月以上にすべきである。

なお、消費税の準確定申告の申告期限も所得税の申告期限に合わせるべきである。

（関係法令 所得税法第 124 条、第 125 条、消費税法第 45 条）

12. 青色申告事業者の事業を相続により承継した場合の事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限を、準確定申告の申告期限と統一すること。

青色申告事業者の事業を相続により承継した場合には、事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限は、現行は下記のようになっている。

- ① その死亡の日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・死亡の日から4月以内
- ② その死亡の日がその年の9月1日から10月31日までの場・・・その年の12月31日まで
- ③ その死亡の日がその年の11月1日から12月31日までの場合

・・・その年の翌年の2月15日まで

相続開始の日により、2月から4月の開きがあり不公平な取扱いとなっているため、準確定申告の申告期限と統一すべきである。

(関係法令 所得税法第144条、第166条)

13. 源泉所得税の1月の納付期限を「納期の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日とすること。

1月の源泉所得税の納付は、年末年始の休暇、第2月曜日の祝日(成人の日)を挟んでの事務作業となるため、1月10日までにを行うことは給与事務担当者の負担が大きくなっている。近年の働き方改革により、年末年始の休暇が拡大してきていること、年末調整業務も複雑化していることに鑑み、「納期の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても、納付期限を1月だけは1月20日までにすべきである。

(関係法令 所得税法第183条、第190条、第199条、第204条、第216条)

14. 新規開業者には、開業月から源泉所得税の「納期の特例」の適用を認めること。

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請を行った場合、原則として、申請書を提出した日の属する月の翌月に支払う給与等から適用されることとなる。新規開業者の場合には、申請を行う時点で既に開業月の給与等の支払いを終えていることが珍しくないが、この場合、当該給与等に限り納期特例分ではなく一般分の所得税徴収高計算書を使用しなければならず、混乱や納付漏れを惹起することとなる。

そこで、新規開業者については、当該申請書を法人設立届出書又は個人事業の開業届出書の提出と同時に提出している場合に限り、開業後最初に支払う給与等から納期の特例の適用を認めるべきである。

(関係法令 所得税法第183条、第216条、第217条)

15. ふるさと納税で返礼品の交付を受けた場合には寄附金控除の適用対象としないこと。

(一部修正)

ふるさと納税は、生まれ故郷やお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして、平成 20 年度税制改正で導入された制度であり、都市と地方の財政力格差を調整し地方分権の観点からも評価する意見があるが、以下に掲げる問題点があるため、返礼品の交付を受けた場合には寄附金控除の適用対象から除外すべきである。

- ① ふるさと納税による寄附件数、寄附額ともに年々増加し、令和 6 年度の寄附総額は過去最高の約 1 兆 2,728 億円となったが、その 46%にあたる 5,901 億円が返礼品の調達、送付、その他広報等の事務に費やされており、仲介業者の競争激化を背景として寄附税制としての効率性が確保されていない。
- ② ふるさと納税の本質が寄附であるとするならば、例えば災害が発生したときの義援金や見舞金のような直接の反対給付がない経済的利益の供与であることが前提となるが、返礼品の提供が寄附者に対する謝意として対価の提供に該当しない範囲内で行われていると評価することはできない。
- ③ ふるさと納税の利用者は返礼品を目的に自治体の選定を行っているのが実態であり、生まれ故郷やお世話になった地方自治体を応援することを目的とした純粋な寄附行為の趣旨とはかけ離れたものとなっている。
- ④ 所得控除になることで高所得者層に有利な制度になっているため、税の所得再分配機能を減退させている。

(関係法令 所得税法第 78 条、地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7)

16. 報酬・料金等の源泉徴収対象を見直すこと。

(新規)

報酬・料金等に関する源泉徴収の対象となるか否かは限定列举されているが、対象になるか否かの判断は難しい。これにより、実務上は事業者による源泉徴収漏れが生じてしまうことも多い。また、時代の変化とともに当初想定していた対象範囲が合わなくなってきたことにより、源泉徴収の対象ではない個人事業主の報酬が捕捉されず、課税漏れも生じていると考えられる。

対象判定の困難さ及び課税漏れ防止の観点から、個人事業主の報酬については一律で源泉徴収する制度を設けるべきである。

(関係法令 所得税法第 204 条、同法施行令第 320 条、租税特別措置法第 41 条の 20)

17. 退職後に支給期が到来する給与等を支払う際は、原則甲欄課税とすること。

(新規)

甲欄課税を受けていた給与所得者が、退職後に支給期が到来する給与を受ける場合には乙欄課税すべきこととなっている。支給時点で在籍していないことによる扱いであるが、当該規定

は事業者・経理担当者に広く周知されてはならず、そのまま甲欄で源泉徴収していることが散見される。当該事由は給与の締め日と支給日の関係だけにより生じる扱いであるため、本来の制度趣旨とは異なる。甲欄課税を受けていた給与と同性質のものであるため、退職後に支給期が到来する給与等に関しても、継続して甲欄課税とするべきである。

(関係法令 所得税法第 28 条、第 183 条、同法基本通達 30-1、194、195 の 6)

18. 低未利用土地の適切な利用・管理をさらに促進するため、特別控除額を 100 万円から引き上げること。

(新規)

地方部を中心に空き地・空き家問題は深刻化しており、更に所有者不明土地も増加傾向にある。これらは治安、衛生、景観等の悪化を招き、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、社会問題となっている。

令和 2 年度税制改正において、低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特別控除制度を創設し、令和 5 年度税制改正では、一定の土地については譲渡対価に係る価額要件を 500 万円から 800 万円に引き上げられたが、いまだに低未利用土地の増加には歯止めがかかっていない。そこで売却インセンティブである特別控除額を 100 万円から引き上げることで、制度の活用を促進し、さらに低未利用土地の利活用の促進や所有者不明土地の増加の抑制に取り組むべきである。

(関係法令 租税特別措置法 35 条の 3、同法施行令 23 条の 3、同法施行規則 18 条の 3 の 2)

【法人税】

19. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例を恒久化すること。

租税特別措置法において、中小企業者等の法人税の軽減税率が定められており、平成 24 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度において、中小法人は年 800 万円以下の所得につき法人税率が 15%とされている。ただし、担税力の公平性の観点から、令和 7 年度税制改正大綱において、当該規定の適用範囲から通算法人を除き、所得の金額が 10 億円を超える事業年度については、17%に引き上げる改正が織り込まれた。

これはリーマン・ショック後に設けられた時限措置であるが、その後本格的な人口減少時代が到来し、企業の人手不足問題が深刻化している。大企業が賃上げを実施して人材確保に動く中、地方を支える中小・零細企業は厳しい経営環境の中で何とか利益を確保して昨今の賃上げ要請に対応しようとしている状況にある。大企業と中小企業との格差や力関係の不均衡は拡大しており、地域経済を支える中小企業の存続と経営安定化並びに地方の存続のためにも、中小法人に対する軽減税率 15%を恒久化すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2)

20. 役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を見直すこと。

(一部修正)

法人税法上の一定の役員給与は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与に該当しなければ損金不算入とされている。ただし、これらに該当するものであっても、過大な役員給与や隠蔽又は仮装経理により支給する役員給与は損金不算入と規定されている。

平成 28 年度及び 29 年度税制改正において、定期同額給与に手取保障型給与を認める改正、事前確定届出給与の種類拡大、利益連動給与に中長期の業績目標の達成度合いに応じた給与等を含める改正などが行われたことにより、従来と比較して役員給与の損金算入の範囲は広がってきた。一方、役員退職給与の損金算入要件は規定されていなかったが、法人税法第 34 条の改正により、業績連動給与に該当するものは、同条の損金算入要件を満たさなければならないことになった。しかし、これらの改正は、主として上場企業等の所有と経営が分離した会社形態における役員給与を対象とするものであり、同族会社においては未だに「別段の定め」により損金算入が制限されている状況に変わりはない。

基本的な考え方として、会社法上、適法な手続きに基づき支払われた役員給与は、税務上も定期的、臨時的な支給を問わず損金算入を認め、これにより「企業会計と税制の調和」を図るべきである。そもそも、会社法上は、役員賞与も含めて役員に対する報酬等の本質は職務執行の対価であることを定め、会計処理についても費用処理を原則としている。従って、税務上も原則として法人税法第 22 条第 4 項により損金算入が認められるべきである。役員給与の支給形態に着目するのではなく、支給額そのものが職務執行の対価として適正か否か、すなわち、法人税の課税ベースの適正化の視点から税制上の規制の必要性を判断すべきである。そして、対価の適正性については、恣意性や利益調整の意図が明らかに認められるケースなど、税務当局による過大役員給与の厳格な認定により実務的に対応すべきである。

(関係法令 法人税法第 22 条第 4 項 法人税法第 34 条、同法施行令第 70 条、会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条)

21. 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること。

(一部修正)

従業員の退職金及び賞与は、労働の対価に係る債務であるため、発生主義による会計処理として、「中小企業の会計に関する指針及び中小企業の会計に関する基本要領」の規定上、負債性引当金として当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない。

企業会計と税制の調和、及び担税力に応じた課税の公平性の観点から、これらの負債性引当金について、法人税法第 22 条第 4 項の趣旨に則り、可能な限り会計上の費用計上時期と一致させ、損金算入を認めるべきである。特に、中小企業にとっては、退職給付債務の支払いが発生した事業年度は資金的に大きな負担になることに加えて、事業再生の実務でも簿外債務の存在は再生手続きの妨げになる場合もあるため、各事業年度における担税力の評価は労働債務の

発生を考慮して行うべきである。

(関係法令 法人税法第 22 条第 4 項、旧法人税法第 54 条、会社法第 431 条)

22. 貸倒引当金の損金算入を認めること。

(一部修正)

平成 23 年度税制改正により、貸倒引当金制度については、中小法人等、金融機関、リース会社等を除いて損金算入が認められないこととなった。

法人は適正な債権の評価を行うため、「金融商品に関する会計基準」あるいは「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、その有する債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分した上で、会計上、取立不能見込額を貸倒引当金に繰入れる必要がある。中でも、更生手続き開始の申立て等があった場合の個別評価金銭債権については、現行税制においては 100 分の 50 の損金算入が認められているに過ぎない。しかしながら、債務者につき法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低いこと、申立てから損失確定までに長期間を要する経験や実態を踏まえ、個別評価による貸倒引当金の繰入率を高める方向で見直すべきである。これにより不良債権処理の促進が図られ、企業再生手続きも円滑化される効果が期待できる。

以上の趣旨により、会計と税務の乖離が生じる弊害があること、及び適正な貸倒引当金を繰入れることで正確な経営実態と適正な担税力を表示することになることから、税務上も、全法人について貸倒引当金の損金算入が認められるべきである。

(関係法令 法人税法第 52 条、同法施行令第 96 条第 1 項第 3 号)

23. 公益法人等が行う収益事業について、限定列举方式を廃止し、非営利性と公益性を判断基準とした新たな方式を導入すべきである。

(一部修正)

公益法人等は、法人税法上の収益事業にのみ課税されるが、公益認定法上の公益目的事業に該当する事業は収益事業から除かれ課税されない。即ち、公益法人等の行う事業が、法人税法施行令第 5 条に限定列举された 34 事業に該当すれば、公益目的事業に該当しない限り、その事業は課税対象となる。しかし、収益事業の判定が困難な場合も多く、また公平性の観点からも多くの問題を抱えているものと考えられる。

例えば、明らかに営利性が認められる事業であっても 34 事業に該当しない場合は課税の対象とはならない。一方で、非営利性が高いと判断される事業、例えば障害者支援サービス事業は医療保健業に該当するものとして課税の対象となる。また、請負業については、その範囲の判定において拡大解釈される傾向がある。加えて収益事業の範囲についても、法令等に基づき収益事業から除外する事業を定めているため、収益事業の判定が非常に複雑である。

このように、収益事業を政令に限定列举する法形式は、実務上の判断に困難性をもたらしめているため、新たな方式を導入すべきである。公益法人等の行う事業は原則課税とした上で、非営利性と公益性の判断基準を、事業の性質・非営利性、収支相償などの観点から法令上に規定

し、その基準に合致した事業についてのみ非課税とする方式の導入を提案する。

(関係法令 法人税法第4条第1項、第5条、第7条、同法施行令第5条第1項、第2項第1号、同法基本通達15-1-28他多数、公益認定法第5条7号)

**24. クラウドファンディングにより調達した資金を取得・改良に充てた固定資産については
圧縮記帳を認めること。**

(一部修正)

事業資金の調達方法として融資・増資・補助金等があり、一定の補助金による設備投資については圧縮記帳により課税の繰り延べが認められ、調達資金の節減効果に寄与している。近年では、新たな資金調達方法としてクラウドファンディングが注目されており、その市場規模も拡大してきている。しかしながら、現行税制では、クラウドファンディングによる設備投資に対して圧縮記帳が認められていない。その結果、募集者が受け取った資金は全額益金計上となり、その資金を設備投資に充てた場合には、全額を費用化できないため大きな課税負担が生じ、資金調達の効果も薄れている。

クラウドファンディングによる不特定多数者からの寄附は、社会貢献や新規事業への応援といった想いに裏付けされた支援であり、例えば、新型コロナウイルスに対する治療薬の開発支援や大規模地震後の復興支援といった目的のクラウドファンディングの例は、補助金と同じく社会政策上の有用性を示すものである。

事業者側の財政面を考えても、特にスタートアップ企業や震災被災企業は、現時点の手元資金の確保が重要であるため、クラウドファンディングに対して初年度の資金繰りに寄与する圧縮記帳制度を適用できれば経営安定化に繋がる。

従って、税務上からもこれを後押しして、資金調達の多様化と経済活性化を促すことが必要であると考え、自治体や中小企業庁等の公的機関への申請等の一定の要件の下、圧縮記帳の適用を認めるべきである(所得税法についても同様である)。

(関係法令 法人税法第42条、第43条、第44条、所得税法第42条、第43条)

【相続税・贈与税】

25. 相続税法第32条の更正の請求の事由の各号の中に、「相続開始時において履行義務が確定していない保証債務、連帯債務が相続開始後一定期間内に確定した場合で求償権の行使が不能の場合」の事由を加えること。

相続開始の時に潜在的に存していた被相続人の保証債務、連帯債務を相続開始後に履行した場合は、本来被相続人の相続財産から支弁されるべきものである。しかし、現実には必ずしも相続開始の時に相続人が被相続人の保証債務、連帯債務等を認識しているとは限らない。実際に履行があり、しかも求償権の行使が不能であるならば、当然相続財産の課税価格を修正

すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反して不合理である。一定期間（例えば5年以内）に確定した場合には、救済措置を講ずるべきである。

（関係法令 相続税法第14条第1項、第32条）

26. 相続時精算課税制度選択により受贈する土地についても、推定相続人の相続時までの居住の継続を要件として、相続税において小規模宅地等の特例適用を認めるべきである。

相続時精算課税制度により受贈した土地であっても、被相続人の居住の用に供されていた宅地であって、相続人も継続して居住していたのであれば、相続人の生活基盤維持のためには不可欠な財産と言える。また、相続時精算課税制度を選択したからといって、その土地が相続財産から除外されるわけではないが、小規模宅地等の特例は、相続又は遺贈により取得した財産に限定されているため、生前に贈与を受けた財産は小規模宅地等の特例を受けられず、本来の相続財産との間に不公平が生じている。

従って、推定相続人の受贈時から相続開始時までの居住が継続し、特定贈与者に係る相続開始の時点で相続税における小規模宅地等に該当する要件を満たしている居住用宅地であれば、相続時精算課税制度を選択して受贈した土地であっても小規模宅地等の特例を認めるべきである。

（関係法令 相続税法第21条の9、租税特別措置法第69条の4）

27. 財産評価において、土地の上に老朽化した未利用の建物が存在する場合で、相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、建物の評価をゼロにするとともに土地の評価額から建物の解体撤去費用を控除すべきである。

現行の財産評価基本通達によれば、家屋の相続税評価額は固定資産税評価額に1.0倍を乗じた価額とされ、また、土地等の金額から建物の解体撤去費用を控除するという評価方法はない。しかし、アスベスト被害問題や産業廃棄物の適正処理のための各種法律により、鉄筋コンクリート等の解体撤去に多額の費用を要し、その額が底地の土地の評価額以上となる場合もある。

このような場合には、実際の売買取引では、家屋の価額はゼロ、土地の価額は建物の解体撤去費用を控除した価額で行われるのが通例であるから、取り壊すしかないような建物が存在する場合で相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、財産評価上、売買価額を時価として計算するべきである。

（関係法令 相続税法第22条、財産評価基本通達1（2）、1（3）、第3章89家屋の評価）

28. 雑種地の評価について、現行の評価方法と倍率評価との選択適用を認めること。

雑種地の評価について、財産評価基本通達 82 及び国税庁HP 質疑応答事例「市街化調整区域内にある雑種地の評価」があるが、状況が類似する土地の判定等に際しあいまいな部分があり、その計算も複雑で、適正な評価が困難である。

雑種地については、用途が様々であり、他の地目のように倍率を定めることが難しい面があることは理解できるが、市町村の評価のもとに個々の雑種地の固定資産税評価額が定められているのであるから、一定の倍率を設定し、固定資産税評価額を相続税評価にも活用できるようにした方が評価額が安定するため合理的である。現行の評価方法と選択適用を認めることでその土地固有の事情にも対応することができる。

(関係法令 財産評価基本通達 82)

29. 債務超過会社に対する役員の貸付金については、相続財産評価について一定（50%～90%）の評価減を認め、相続開始後の法的整理を回収不能事由と認めること。

貸付金債権の評価について、評価通達の規定は「その元本の価額は、その返済されるべき金額」により評価することとされている。

債務超過会社に対してその役員が有する貸付金債権等については、債務者について課税時期において手形交換所における取引停止処分等の事実が発生している場合や、その債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる場合においては、その債権金額は貸付債権等の価額に算入しないこととされているが、そもそも、これらの状況を回避するために役員が貸付けを行い事業を継続させていることから、実務上、返済されるべき貸付金額で相続税評価を行わざるを得ない。

しかし、回収可能性が低く、担税力のない財産に相続税が課されるのは不合理であるため、事業が継続していたとしても、債務超過が相当期間継続し、銀行借入につき条件変更をしている又は新規貸し付けを受けられない等、資金調達能力がない場合には、相続発生時における債務者法人の状況に応じて一定（50%～90%程度）の評価減を認めるべきである。

また、相続開始後、相続税申告期限までの間において事業が全く行われておらず、法的整理手続きが行われ残余財産がない場合には、課税時期においてその債権の回収が不可能又は著しく困難な事由に該当するとみなして、その債権は貸付債権等の価額に算入すべきではない。

(関係法令 財産評価基本通達 204、205)

30. 被保険者である保険契約者が高度障害保険金を受け取って間もなく死亡した場合の、残余保険金の非課税枠の創設。

現行法上、被保険者である保険契約者が保険事故により高度障害保険金を受け取って間もなく死亡した場合、使い残した保険金は相続財産となり、相続税の非課税枠の適用はない。本来、生命保険金（死亡保険金）の非課税枠の制度は、残された法定相続人の生活費用としての性格を重んじており、死亡直前に受け取る高度障害保険金もこれと同様の性格を持つものとする。従って、死亡直前に受け取った高度障害保険金に一定の非課税枠を創設し、死亡保険金の非課税枠制度とのバランスをはかるべきである。

ただし、使い残した保険金額を正確に捉えることは実務上困難を要するため、一定の非課税枠の計算は、死亡直前期間を2年（24ヶ月）とし、高度障害保険金を受け取ってから死亡までの期間に応じ、法定相続人の数×500万円×（24ヶ月－保険金受領から死亡までの月数）÷24ヶ月とする。

なお、他に非課税枠適用の死亡保険金がある場合には、当該死亡保険金を含め現行法の非課税限度額を限度とする。

（関係法令 相続税法第12条）

31. 被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む）及び被相続人の配偶者は相続税の2割加算から除外されているが、除外対象者に「特別寄与料受給者」を含めること。

高齢の両親の介護等に関しては、現在においても長男の妻などが担っているケースも多いと思われる。平成30年改正民法で特別寄与料制度が創設され、令和元年7月1日以後に発生した相続について、被相続人に対して介護等で貢献した親族は相続人でなくとも相続人に対して特別寄与料として金銭の支払いを請求できるようになった。

しかしながら、この特別寄与料は被相続人から遺贈により取得したものと扱われるため、相続税の2割加算の適用を受ける。相続税法第18条は、一親等の血族及び配偶者以外の者が相続財産を受け取ることは偶然性が高いこと等から負担の公平を図る立法趣旨と解される。相続人と同等又はそれ以上に被相続人の介護に尽力した同居の親族に対して相続税の2割加算を適用することに対しては、負担の公平性からも情情的にも考慮すべきと考える。

従って、特別寄与料受給者を2割加算の対象から除外するよう要望する。

（関係法令 相続税法18条、民法1050条）

32. 「申告のお知らせ」に相続時精算課税制度の情報を記載すること。

（一部修正）

相続時精算課税制度の利用について相続人が正しく理解しておらず、相続税申告の後に利用

の事実を指摘されることがある。相続税の申告内容の開示請求手続きにより確認できるが、相続税申告時には重要な影響を及ぼす項目であり、かつ税務当局側では確実に把握・管理されている情報であるため、次の事項を納税者及び関与税理士に毎年お知らせに記載して通知することで相続時精算課税制度の利用の有無等が把握でき適正申告が可能となる。

- ・ 相続時精算課税制度の利用の有無
- ・ 相続時精算課税制度の初回利用年月日及び贈与者の氏名
- ・ 相続時精算課税制度の利用額（申告贈与額の累計額）

また、贈与税の申告においても上記が毎年お知らせに記載されていることで、誤って暦年課税により申告してしまうことを回避することができる。

この問題点については、東京国税局管内において、令和4年10月以降の相続開始分について令和5年5月から文書によるお知らせが送付されているようであるが、全ての国税局管内において実施するよう要望する。

（関係法令 相続税法第49条第1項、行政機関個人情報保護法第12条）

33. 相続税の確定申告期限を、相続の開始があったことを知った日の翌日から12か月以内とすること。

遺留分侵害請求権は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年で時効となる。このため、相続税の申告期限である10か月を経過した後に遺留分の侵害額請求が行われることもある。納税者の不利益防止のため、相続税の申告期限を12か月以内とすべきである。

（関係法令 民法第1048条、相続税法第27条）

34. 相続人に成年後見人等の法定代理人が選任された場合の相続税の申告期限を、その相続に係る納税義務者全員について、法定代理人の申告期限まで延長すること。

相続人に未成年後見人及び成年後見人の法定代理人が選任された場合、その相続人の相続の開始があったことを知った日は、法定代理人が選任された日として取扱う規定があるが、他の相続人にはこの取扱いは適用されない。このため、法定代理人が選任された相続人と、そうではない相続人との間で申告期限が異なる結果となる。

法定代理人が選任された相続人のみ申告期限が延長されたとしても、他の相続人との申告期限の相違から、遺産分割等においても混乱を生じさせる恐れがある。こうした事態を回避するため、相続人に成年後見人等の法定代理人が選任された場合には、全ての相続人の申告期限を法定代理人が選任された相続人の申告期限に統一すべきである。

（関係法令 相続税法第27条、同法基本通達27-4（7））

35. 相続税の課税価格に算入する中小企業の株式の評価額を減額する制度を創設すること。

自社株の相続税評価額が高額に算出されることによる相続税と贈与税の負担が事業承継の障害となっている。一般に中小企業の株式は市場での流通がなく換価が困難であり実質的な担税力も低いのが現状である。また、現行の事業承継税制での納税猶予制度は利用手続きが複雑であり、承継者は将来の適用要件を満たせなくなるリスクを懸念し利用が進んでいない。

そこで、相続における自社株評価については小規模宅地の特例のような規定により、固定資産など換金価値の乏しい事業用資産については一定の評価減をした上で純資産評価額を算出し、株価評価を行うこととすれば、相続税負担が抑えられ、円滑な事業承継につながるものと思われる。

(関係法令 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、経営承継円滑化法、租税特別措置法第70条の7の2、第70条の7の6、財産評価基本通達185)

36. 取引相場のない株式等の評価の弾力化を図ること。

相続税・贈与税の計算において、取引相場のない株式は財産評価基本通達に基づき評価される。一方、法人間の株式譲渡など法人税の場面における取引相場のない株式の評価方法は明確でなく、純粋な第三者間によるM&A以外における株式譲渡時の株価の評価方法は、実務上、法人税基本通達9-1-14を指標とせざるをえない場合が多い。しかし、法人税基本通達9-1-14は、上場有価証券等以外の株式について資産の評価替えによる評価損の損金算入を適用する場合の評価方法であり、売主と買主という二者が存在する株式譲渡の場合、二者それぞれの株主判定により二つの株価が算出されてしまうという問題がある。例えば、売主が少数株主であり、買主が同族株主である場合、売主側の税務上の株価は特例的評価方法となり、買主側の税務上の株価は原則的評価方法となるが、その場合、両者の税務上の株価について数十倍、数百倍の差が生じる可能性がある。事業承継や事業再編のために株式譲渡を検討することは多いと思われるが、その際、この株価の差異は税務上のリスクとして大きな問題となりうる。また、純資産評価額方式による評価額の計算において退職給与引当金は債務として認識されないことにより、税法上の評価額と売買取引上の評価額とは、大きく乖離することが実務上一般的である。

よって、売主・買主の二者が存在する法人間の株式譲渡などにおいては、それが第三者間で合意された売買価額であるならば、それを税務上の適正時価として採用することができるよう、取引相場のない株式の評価方法の弾力化を図るべきである。

(関係法令 法人税法第33条第2項、同法基本通達9-1-13、9-1-14、所得税基本通達59-6、財産評価基本通達178～189-7)

【消費税】

37. 消費税の仕入税額控除の95%ルールを復活させること。

平成23年度改正により、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者について、95%ルールは適用されないこととなった。これにより、益税解消に繋がった一方で、事業者は消費税課税区分の会計処理が煩雑となり、多大な事務負担を課せられている。特に、中小事業者は、事業年度によって課税売上高が大きく変動する場合があります、個別対応方式を選択するために、課税区分の処理を遡及修正する事務負担も発生する。そのような事務負担を回避する一括比例配分方式を選択すれば、税負担は一般的に増加するのが実情である。

従って、中小事業者については95%ルールを復活させることとし、非課税売上高が僅少な額（例えば受取利息や社宅家賃だけのケース）であれば仕入税額を全額控除できるよう改正すべきである。

（関係法令 消費税法第30条第1項、第2項、第4項、第5項）

38. 特定業種にのみ認められている仕入税額控除の特例の廃止をすること。

（一部修正）

(1) 農協等特例によれば委託者である組合員等が免税事業者であっても、購入事業者は帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となるため、益税が生じることとなる。これに対し、免税事業者である生産者が民間の買い取り業者等に農産物を販売する場合は、買い取り業者は仕入税額控除を受けることができず、益税は生じない。これらを勘案すれば、免税事業者である生産者は益税を享受できる委託販売方式（無条件委託方式かつ共同計算方式によるもの）を選択するケースが増加するため、民間の買い取り業者は農協等と比較して著しく競争力を失い、農産物の購入に支障をきたす可能性がある。

税制の介入により経済活動の中立性が阻害されるため、農協等特例は廃止すべきである。

(2) 古物商が適格請求書発行事業者以外の者から古物を買った場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる、いわゆる古物商特例がある。しかし、当特例を利用して架空の消費者から商品を買ったことにし、帳簿に虚偽の記載を行う事で、実際には存在しない仕入について仕入税額控除の適用を受ける懸念がある。また、フリーマーケットアプリ及びインターネットオークションを通じて匿名性の高い取引で本人確認が不十分な場合、相手の情報を偽ることで、不正な還付請求が可能となる。古物商の事務や納税軽減措置よりも、仕入税額控除の不正還付の懸念があるため、当特例は廃止すべきである。

（関係法令 消費税法第30条7項、同法第57条の4第1項、同法施行令49条1項1号ハ

(1)、同法施行令第70条の9第2項第2号、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A問106、107)

39. 一般社団法人に特定収入がある場合の仕入税額控除の調整の見直しをすること。

補助金や会費、寄附金等の対価性のない収入（特定収入）を恒常的な財源とする国や地方公共団体等が行う課税仕入れ等は、いわば最終消費的な性格を持つものとして、その課税期間における特定収入割合が5%を超える場合には、一定の調整により仕入税額控除の対象から除外される。一般社団法人もこの調整計算の対象となる事業者として消費税法別表第3に掲げられている。しかしながら、近年の一般社団法人が営む事業は多岐にわたっており、営利法人と同様の事業を行う一般社団法人も少なくない。一般社団法人が営利法人と同様の事業を行っているにもかかわらず、その法人形態の違いによって税額計算方法が異なることは極めて不平等であるため、特例計算の対象から除外するよう見直すべきである。

（関係法令 消費税法第60条、同法施行令第75条）

40. ETCクレジットカードを利用した高速道路利用に係る役務の提供、及び電気、ガス、水道又は電話通信に係る役務の提供を、適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等とすること。

ETCシステムを利用しETCクレジットカードで精算を行った場合、高速道路の利用頻度が高く利用証明書のダウンロードが困難なときは、高速道路会社等がインボイス発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、クレジットカード利用明細書と併せて高速道路会社等ごとに任意の一取引の利用証明書を保存することでインボイスの保存があるものとして取扱うことができる。なお、この場合の利用証明書は書面による交付は行われず、利用者がETC利用照会サービスへの登録を行い、電磁的方法により取得することが求められる。

また、電気、ガス、水道電話通信料金に係るインボイスの交付に関しては、提供事業者ごとに対応が様々であるが、事業者のウェブサイト等を通じ電磁的方法により取得することを求められる場面も多い。

しかし、ICT環境に対応可能な人材を有しておらず、電磁的方法による取得という行為自体が困難な事業者は少なからず存在するほか、電子取引データの保存義務への対応も含めた事務負担の増加も考慮しなければならない。

ETCや電気等に係る役務提供は社会公共性が高く、これらの提供事業者がインボイス発行事業者の登録を取りやめる可能性が極めて低いであろう事情に鑑み、クレジット利用明細等で容易に利用料金を確認することが可能なETC料金や、継続的に利用する電気、ガス、水道又は電話通信に係る役務の提供については、インボイスの交付を免除する課税資産の譲渡等として取扱うべきである。

（関係法令 消費税法第57条の4、同法施行令第70条の9、国税庁 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A問103）

41. 適格請求書の記載事項を簡素化すること。

適格請求書の記載事項では、課税資産の譲渡等に係る「税率ごとに区分した消費税額等」および「適用税率」の両方を記載することと法定されている。一方、適格簡易請求書の記載事項では、「税率ごとに区分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載で足りることと法定されている。

適格簡易請求書を交付することができる対象事業は、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、不特定多数の者に対する駐車場業、その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業とされている。そして、これらの事業に準ずる「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断するとされる。しかし、適格請求書を受け取る側からは、消費税額等または適用税率のいずれかが記載されていなかった場合、それが適格簡易請求書に該当するからなのか、それとも単なる記載漏れによるものなのか、適時・適切に判断することは困難である。

よって、事務負担軽減のため、適格請求書については、適格簡易請求書と同様に、「税率ごとに区分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載で足りることとすべきである。

(関係法令 消費税法第 57 条の 4、同法施行令第 70 条の 11、国税庁 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A 問 24、問 54)

42. 消費税の申告期限の延長期間を法人税と同一とすること。

法人税においては、申告書を提出すべき内国法人が、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、当該内国法人の申請に基づき、申告書の提出期限を 1 月間延長することができることとされている。また、やむを得ない事情があると認められる場合などは、税務署長が指定する月数の期間だけ申告期限を延長することができることとされている。一方、消費税においては、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書を税務署長に提出した場合には、申告書の提出期限は各課税期間の翌日から 3 月以内とすることとされている。

上記のように、法人税の申告書の提出期限は 2 月以上の延長が認められる場合もあるが、消費税の申告書の提出期限は 1 月間の延長のみが認められているため、法人税と消費税の申告期限の延長期間が異なることにより、申告事務に大きな負担が生じることがある。よって、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書を税務署長に提出した場合には、消費税申告書の提出期限の延長期間は法人税と同じ期間とすべきである。

43. 国税として納付される消費税の地方配分割合の引上げによる偏在を是正すること。

(新規)

現行の消費税制度においては、国税として納付された消費税収のうち、19.5%が地方消費税として地方団体の財源に配分されている。しかしながら、この配分割合は、地方税体系全体に占める消費税の安定性や偏在性の小ささといった特性を十分に活かし切れているとは言い難い状況にある。

我が国の基幹税の一つである消費税は、個人の所得や法人の利益に比べて景気変動の影響を受けにくく、また地域間で税源が極端に集中しにくい税目であることから、都市圏と地方圏との税収格差を是正するうえで極めて有効な財源である。にもかかわらず、地方に配分される割合が限定的である現行制度の下では、地方団体は依然として偏在性の高い地方法人課税等への依存を余儀なくされており、財政運営の安定性や予見可能性の確保が困難となっている。

このため、国税として納付される消費税のうち、地方財源として配分される割合を段階的に引き上げることにより、地方消費税の位置づけを一層強化し、地方税体系の中核的な安定財源として活用すべきである。消費税の地方配分割合を高めることは、都市部に集中しがちな法人税収等に依存しない財源構造への転換を促し、都市圏と地方圏との間に生じている税収の偏在性を緩和する効果が期待される。

さらに、地方消費税の配分拡大により確保された財源を地方交付税の原資として活用することにより、地方交付税交付金の安定的な確保および機能強化を図ることが可能となる。これにより、税源の乏しい地方団体に対する財政調整機能が一層高まり、地域間の財政力格差の是正を通じて、全国的に均衡の取れた行政サービスの提供が実現される。

以上のことから、消費税率の引上げを伴うことなく、国税として納付される消費税の地方配分割合を見直すことにより、地方財政の安定化と都市圏・地方圏間の税源偏在の是正を図る税制改正を検討すべきである。

(関係法令 消費税法第 78 条、地方税法第 72 条の 83 第 2 項)

【地方税】

44. 国税と地方税の規定が同一でない場合には、国税と地方税の規定を統一すること。

取引内容が同一であるにもかかわらず、国税と地方税の規定が同一でない場合には、制度上の整合性を図ることができず、実務上も申告漏れや記載漏れが生じやすくなってしまふ。また、ケースによっては、歳入よりも徴税コストが上回っている実情も存在する。従って、以下の項目については、納税者の利便性や徴税コストの観点からも、国税の規定に合わせて地方税の規

定を改正すべきである。

- (1) 給与所得者の給与所得以外の所得について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

所得税法では、給与所得者の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には、地方税においても所得税と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第 45 条の 2、第 317 条の 2)

- (2) 上場株式等以外の少額配当等については、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすること。

令和 4 年度税制改正において、金融所得課税の制度が所得税と個人住民税を一体として設計されてきたこと等を踏まえ、上場株式等に係る配当等について、所得税と地方税の課税方式を一致させるよう整備がなされた。

しかし、少額配当等（上場株式等以外の配当等で、1 回に支払いを受ける配当等の額が 10 万円に配当計算期間の月数を乗じて 12 で除して計算した金額以下のもの）については、所得税法において確定申告不要制度を選択できる一方、地方税法では申告が必要となってしまう。従って、地方税法においても、少額配当等について申告不要制度を選択できるようにすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 8 条の 5、地方税法第 71 条の 27)

- (3) 公的年金等について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

所得税法では、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下であるときは申告不要となっているが、地方税法においても所得税法と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第 45 条の 2、第 317 条の 2)

45. 償却資産に係る固定資産税の賦課期日及び申告期限を選択制とすること。

償却資産に係る固定資産税は申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における償却資産の状況を 1 月 31 日までに市町村長に申告しなければならない。

しかし、12 月決算法人及び個人事業者の償却資産に係る固定資産税の申告では、償却資産の確定が難しく、更にそれ以外の法人においても、決算後の固定資産の状況について法人税の確定申告とは別に改めて申告を行わなければならない状況にある。

税制の簡素化・公平な税負担の観点からも、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人は 12 月末日）とし申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限とすることも認め、現状の申告期限との選択制とすべきである。

(関係法令 地方税法第 359 条、第 383 条、第 394 条)

46. 退職者の住民税について翌年1月1日から4月30日までに退職した場合でも普通徴収の選択を可能にすること。

個人住民税の特別徴収義務が徹底され徴収率も99.8%と高く、徴収義務者の事務負担は増加しているが、制度は浸透しつつある。ただし、退職者の住民税については特別徴収・一括徴収・普通徴収と選択できるが、翌年1月1日から4月30日までに退職した者については普通徴収への切り替えが認められていない。徴収義務者が数カ月分の住民税をまとめて徴収することを退職者に説明しても理解を得られずトラブルになるケースもある。中には退職者から徴収できず会社が負担しているケースもある。徴収義務者の負担も考慮し、退職時期を問わず普通徴収を選択することを可能にすべきである。

(関係法令 地方税法第321条の5第2項)

47. 売電事業が主たる事業でない法人には、収入金額を課税標準としないこと。

(一部修正)

近年、本業と併せて、太陽光発電設備の設置により発電した電気を電力会社等へ売却することで収益を得る法人が増加している。このような、太陽光発電等による売電事業を従たる事業として行う法人については、売電事業の売上金額が主たる事業の売上金額に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものでない限り、原則、収入金額を課税標準として法人事業税を課すこととされる。

令和8年度与党税制改正大綱の検討事項6において、この収入金額による外形標準課税については、地方税法体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争環境の課税のあり方について引き続き検討することが明記されている。

そもそも、電気供給業について収入金額を課税標準として用いるのは、旧一般電気事業者において、総括原価方式に基づく料金規制により所得が小さく抑えられていたため所得に課税してもその事業規模に比して税収が小さくなること、及び電気料金算定時に事業税額を原価算入し使用者である消費者に転嫁することができるため担税力を有することを根拠とするものである。

従って、売電事業以外の所得等課税事業を主たる事業とし、従たる事業として売電事業を行う法人に対して、収入金額を課税標準として用いることは合理性に欠けるため、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算すべきである。

(関係法令 地方税法第72条の2、第72条の12)

48. 事業所税の課税要件の見直し、もしくは課税対象要件を引き上げること。

事業所税の対象となっている人口30万人以上の地方都市は、企業誘致に力を入れており、人

口流出に歯止めをかけたい状況にある。企業誘致が成功することは、地方に新たな雇用を生み出し人口増加が見込めるだけでなく、地域経済の活性化にもつながり、市の税収増も見込める。しかし、事業所税が課されることで、企業が工場等の建設を該当都市から事業所税のかからない別の市町村へ変更している現状があり、企業誘致の足かせとなっている。また、企業の拠点が分散することで、地域経済の活性化効果も減少する。

当該税制は、大都市の都市環境を整備及び改善するため、昭和 50 年 10 月 1 日に施行されたものであるが、税制制定時と現在では情勢が異なっている。市町村合併も多数あり該当する市が増加しているなか、当該税制が企業誘致の妨げになっている状況を見直すべきである。

事業所税の課税要件を人口ではなく従業員数にするなどの見直し、もしくは課税対象を現在の人口 30 万人以上から 50 万人以上に引き上げる等の見直しを行うべきである。

(関係法令 地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号ハ)

49. 給与支払報告書の普通徴収切替理由と符合を全国で統一すること。

給与支払報告書作成時、普通徴収の場合には切替理由を記載しなければならないが、自治体によって切替理由や対応する符合が異なっている。

このことにより、事業者の事務負担が増大し、記載誤りも生ずるなど効率性を阻害する原因となっている。特別徴収義務者の利便性向上のため、全国で統一すべきである。

(関係法令 地方税法第 321 条の 3、同法施行規則第 10 条第 1 項)

50. 地方税の偏在是正に向けた税制上の対応を講ずること。

(新規)

我が国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力を維持・向上させることが不可欠であり、都市と地方が相互に支え合う社会構造の構築が求められている。しかしながら、現行の地方税体系においては、特定の地域に税収が集中する「税源の偏在性」が依然として大きく、地方団体間の財政力格差を拡大させる要因となっている。

とりわけ、地方法人課税については、大企業の本店所在地や経済活動が集中する都市部に税収が偏在する構造が強く、景気変動の影響も受けやすいことから、地方財政の安定性の観点からも課題が大きい。また、東京都における特別区の土地に係る固定資産税については、全国的に見ても税収の集中度が著しく、都区財政調整制度など東京都特有の制度の下で運用されていることから、他の地方団体との均衡の観点で慎重な検討を要する状況にある。

地方税は、本来、地方団体が自らの行政サービスを賄うための自主財源としての性格を有する一方で、過度な偏在が生じた場合には、地方間の不均衡を是正するための制度的対応が不可欠となる。現在の税源構造は、こうした偏在性が拡大している現状に鑑み、見直しの必要性が高まっているといえる。

地方税の偏在是正にあたっては、単に税率を引き上げたり、新たな負担を求めたりするのではなく、税源の「帰属の在り方」そのものを見直す視点が重要である。特に、地方法人課税については、課税ベースが大都市圏に集中しやすい構造を有していることから、税収の帰属を全国的に調整する仕組みを強化する必要がある。

また、東京都を始めとする都市圏の固定資産税（特別区分）については、地方税制度全体との整合性や、他の地方団体との均衡を確保する観点から、その課税の仕組みや税収配分の在り方について、中長期的な視点で検討することが求められる。

以上を踏まえ、地方税の偏在是正に向け、以下の税制上の措置を講ずることを提案する。

(1) 地方法人課税における特別法人事業税割合を引き上げる

偏在度の高い地方法人課税については、特別法人事業税・譲与税制度を活用し、税源の帰属構造を見直すことが有効である。具体的には、法人事業税の資本割についても特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割および収入割に係る特別法人事業税の割合を段階的に引き上げるなど、税源の全国的な再配分機能を一層強化すべきである。

(2) 地方の自主性に配慮した制度設計

偏在是正措置の実施にあたっては、地方団体の自主財源を過度に損なうことのないよう留意しつつ、税制の安定性および納税者の予見可能性を確保する観点から、段階的かつ計画的に進めることが重要である。

(3) 都市圏の固定資産税（特別区分）に関する検討の深化

都市圏における土地に係る固定資産税については、著しい税収の偏在状況を踏まえ、課税の仕組みや事務配分の特例等を総合的に勘案しつつ、地方税制度全体の公平性・均衡を確保する観点から、必要な見直しを検討すべきである。

これらの措置を通じて、都市と地方が相互に支え合い、わが国全体として持続可能な発展を実現するための、偏在性の小さい地方税体系の構築を図ることが求められる。

(関係法令 地方税法第6条、地方交付税法第1条)

【各税共通・その他】

51. 少額の減価償却資産に係る規定について見直すこと。

(一部修正)

少額の減価償却資産の損金（必要経費）算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については、3年間にわたって損金（必要経費）算入を行う一括償却資産制度がある。更に、一定の中小法人に対しては、年間の損金（必要経費）算入金額の上限を300万円として取得価額40万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金（必要経費）算入することが認められている。一方、固定資産税については、法人税法・所得税法上全額損金（必要経費）算入した場合でも課税対象となり、固定資産税が課されている。

このように、少額の減価償却資産については、その取扱いが非常に複雑となっている。

また、一括償却資産制度は平成 10 年、少額減価償却資産制度は平成 18 年に開始した制度であり現在の物価上昇を反映していない。少額の減価償却資産の 10 万円についても同様である。

従って、物価上昇反映の観点及び税制の簡素化の観点から、一括償却資産制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律 60 万円未満とする制度に一本化するとともに、固定資産税についても、60 万円未満の償却資産については、課税対象から除くべきである。あわせて、年間の損金（必要経費）算入金額の上限については撤廃すべきである。

（関係法令 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5、所得税法施行令第 138 条、第 139 条、法人税法施行令第 133 条、第 133 条の 2、地方税法第 341 条）

52. 金額が少額で管理が煩雑となっている資産は、損金算入を認めるべきである。

- (1) 電話加入権は金額が少額であり、かつ管理が煩雑となっているため、全額損金（必要経費）算入を認めるべきである。
- (2) リサイクル法の規定による預託金も、同様に金額が少額であり、かつ管理が煩雑となっているため、全額損金（必要経費）算入もしくは該当資産の取得価格への算入を認めるべきである。
- (3) 既に帳簿に資産計上されている電話加入権及びリサイクル預託金については、10 年間などの一定期間で均等償却又は一時償却できることとし、これも損金（必要経費）算入できることとすべきである。

（関係法令 法人税法第 33 条第 2 項、同法施行令第 68 条、自動車リサイクル法第 73 条～79 条）

53. 印紙税法を廃止すること。

印紙税法は、経済的取引における契約時や資金決済時などの文書作成行為に対して課税されるものであるが、その背後にある経済的利益に対してはそれぞれ法人税・所得税・消費税などの課税がなされているため、二重課税となっていると考えられる。

また、記載項目や記載内容などの解釈に基づく課税文書・非課税文書の判断が非常に困難であるため、適正で公平な課税の実現が果たせているとは言えない。

更に本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）の時代を迎え、今後は増々、紙の文書に代わって電子データの交換による取引が増加することが予想されることから、文書作成行為に対する課税は、全く時代に適合していないと言える。

以上のことから、印紙税法は早急に廃止すべきである。

（関係法令 印紙税法、同法施行令、同法基本通達）

54. 第二次納税義務者に対して納付通知書による告知を行う場合、事前に意見聴取の機会を設けること。

第二次納税義務は、主たる納税者が租税を滞納し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に、一定の要件を満たす者に租税を負担させる制度であるが、第二次納税義務者となる第三者にとっては、自己の関知しないところで納税義務が成立することとなるうえ、自己に納税義務が課されたことを知るのは納付通知書による告知がなされた時点となってしまふ。更に、第二次納税義務が成立し納付通知書による告知がなされた後に、その成立要件となった事実に変更があったとしても、いったん確定した第二次納税義務には影響を及ぼさないものとされる。

このように、第二次納税義務者は通常の納税者に比し極めて不利な状況にあるにもかかわらず、権利救済に関する規定は置かれていない。

従って、租税法律主義における予測可能性と法的安定性の観点から、納付通知書による告知処分を行う前に、第二次納税義務者となる者に対する意見聴取等の機会を設けるべきである。

(関係法令 国税徴収法第 32 条～39 条、第 41 条、第二次納税義務関係事務提要)

55. 所得税確定申告の申告期限を 4 月 15 日とすること。

所得税の確定申告の期限は 3 月 15 日であるが、所得税制の複雑化、経済取引の多様化に伴い、決算・申告手続きに時間を要することから、納税者にとって過度の負担となっており、納税者が正しい申告を行うためには時間的余裕が必要である。

新型コロナウイルス感染拡大のため、令和元年分、令和 2 年分の所得税の確定申告期限は 4 月 15 日まで延長されたが、これによる大きな支障は生じていないことから、個人住民税や社会保障など他の制度との整合性を図りながら、所得税の確定申告期限を 4 月 15 日とすべきである。

(関係法令 所得税法第 120 条)

56. 個人事業者に係る消費税の確定申告書の提出期限を 4 月 15 日とすること。

消費税の前段階控除方式による仕入税額控除において帳簿方式を前提とする場合、記帳した帳簿に基づき仕入税額控除の金額を算出することにより納付税額の金額が計算されるため、正確な帳簿を記帳することが必要となる。

しかし、平成元年に消費税が導入された後、消費税法は度重なる改正を経て複雑化の一途を辿り、現在では簡素な税制とは程遠いものとなっている。加えて、経済取引の多様化、複雑化も進んでおり、適正な帳簿記帳に基づく適正な申告のために多くの時間を要するようになって

いる。

更に、インボイス制度導入に伴い、事業者はインボイスに係る記載事項の確認作業、税額の確認等、更なる事務負担を強いられている。

現在、個人事業者に係る消費税の確定申告期限は、課税期間末日の翌日から2ヶ月以内と規定されるが、租税特別措置法により3月31日に延長されている。しかし、適正な申告のためには更なる時間的余裕が必要となる。

複雑化する消費税制、経済取引の多様化へ対応するため、個人事業者に係る消費税の確定申告書の提出期限を恒久的に4月15日とすることを要望する。

(関係法令 消費税法第45条第1項、租税特別措置法第86条の4第1項)

57. 法人に係る法人税、消費税の確定申告期限を延長すること。

法人税の確定申告期限は各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内、法人に係る消費税の確定申告期限は課税期間ごとにその課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月以内である。法人税制・消費税制の複雑化、経済取引の多様化に伴い、決算・申告手続きに時間を要することから、納税者にとって過度の負担となっており、納税者が正しい申告を行うためには時間的余裕が必要である。また、会社法における確定決算主義は計算書類について株主総会の承認を必要とし、議決権を行使する株主を特定するために基準日を定め、基準日の定め効力が及ぶ範囲を基準日から3ヶ月以内に開催した株主総会における議決に限っている。そのため、多くの会社では定款において定時株主総会の開催日を3ヶ月以内とする規定を定めている。

厚生労働省の働き方改革により労働環境が大きく変化したことや、労働人口の減少による採用難の問題を鑑み、法人税の確定申告期限を各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内、法人にかかる消費税の確定申告期限を課税期間ごとにその課税期間の終了の日の翌日から3ヶ月以内とすべきである。

(関係法令 法人税法第74条、消費税法第45条、会社法296条、同124条1項、同438条第2項)

【納税環境整備】

58. 事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合の手続について、国税通則法において明確に規定し、通知が確実に実施されるようにすること。

平成23年12月に国税通則法の一部が改正され、事前通知に関する手続が明確化された。事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項以外の事項についても、

調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することが事務運営指針に定められている。法の改正の趣旨である調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるという観点、課税の公平性を確保することを目的として無予告調査が法律上明確化されたこととの比較衡量の観点からも、当該事務運営指針の内容について通則法本法において明確に規定すべきである。

(関係法令 国税通則法第 74 条の 9、10、調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)第 2 章 2 (3)、税務調査手続きに関する F A Q (一般納税者向け) 問 21)

59. e-Tax 等、電子システムの利便性向上を図ること。

現在、国税については e-Tax、地方税については eLTAX、社会保険手続きや各種認定の申請等の行政サービスについては e-GOV や G ビズ ID といったように、種々の電子システムが利用されているが、利便性が十分に確保されているとは言い難い。

令和 3 年 9 月にデジタル庁が創設され、同庁では徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の D X 推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく取組を進めていくこととしている。

そこで、D X 推進の観点から、電子システムの利便性向上を図るため下記の改善を行うことが望まれる。

- (1) e-Tax 及び eLTAX について 24 時間 365 日受付可能とすべきである。更に e-Tax メッセージボックスについて、掲載事項を拡充し減価償却資産の償却方法の届出書、青色事業専従者給与に関する届出書などの各種届出の内容を即座に確認できるようにすべきである。各種届出の確認は適正な税額計算を行うために必要不可欠であるが、当初提出した届出書類の控えを紛失した場合に、直接税務署に問い合わせることでしか確認ができないことがあり不便である。
- (2) e-Tax、eLTAX、e-GOV、G ビズ ID など、目的に応じて利用すべき電子システムの窓口が異なることは利便性に欠けるため、ポータルサイト等を設置することにより、窓口の一元化または機能の一元化を目指すべきである。
- (3) 令和 3 年 7 月 1 日から、電子委任状の添付があれば、代理人である税理士等の利用者識別番号による納税証明書の代理請求・代理受領が可能となった。ただし、電子委任状は、e-Tax ソフト上で納税者の電子証明書と I C カードリーダーライタを利用して作成し、e メールで代理人に送付する必要があるが、対応できる環境を備えていない納税者は少なくない。利便性が十分に確保されているとは言えないため、代理権限を持つ税理士による電子証明書のみでも代理受領可能とすべきである。

60. 被相続人が生前に提出した申告書等を閲覧する場合における要件の緩和。

被相続人が生前に提出した申告書等を閲覧する場合、被相続人全員を明らかにする戸籍(抄)謄本又は法定相続情報一覧図の写し(申請日前30日以内に発行されたもの)、閲覧申請する相続人以外の相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書(申請日前30日以内に発行されたもの)の提出が必要である。

しかし、相続人の居住地が遠方の場合や、関係が疎遠な場合には委任状の取得等に時間を要することがあり、また、相続人間に争いがある場合には協力を得られないおそれもあり、税務手続きに支障をきたす可能性がある。

従って、相続人全員の委任状は不要とし、戸籍謄本等による相続人1名の証明で閲覧を可能にすべきである。

(関係法令 申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針))

61. 税務調査における事前通知の方法に、書面での交付を加えること。

税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)問12のとおり、税務調査における事前通知の方法は、法令上規定されておらず、原則として電話により口頭で行われ、納税者からの要望に応じて事前通知内容を記載した書面を交付することはないとされている。しかしながら、重要かつ多岐にわたる事前通知の内容を口頭で一時にすべて把握することは困難な場合があり、聞き取りの誤りや勘違いによる誤認が生じやすく、円滑かつ効果的な調査の実施に支障をきたしかねない。適正な税務調査を遂行するためにも、納税者の要望があった場合には、事前通知内容を記載した書面の交付を義務付けるべきである。

(関係法令 国税通則法第74条の9、税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)問12)

62. 贈与税の申告内容の開示請求に基づく開示内容等を見直すこと。

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求に対する開示書には、請求者以外の相続人等が被相続人から受けた相続開始前3年以内の贈与又は相続時精算課税制度適用分の贈与に係る贈与税の課税価格の合計額が記載される。従って、請求者が自身の贈与時期や贈与財産を確認することはできず、また、複数の相続人を開示対象とする請求書を提出した場合には、各人の年分ごとの贈与金額及び税額が判別できるものとなっていない。

各人の状況を確認する手段としては、申告書等閲覧サービスの利用や個人情報開示請求が考えられるが、相続人に認知症等の疾病があり対応できない場合や相続人が死亡している場合もあるため、すべての相続人がこの手続きを行うことが困難な場面がある。

開示請求の重要性は、下記①から④に鑑みれば、今後一層高まるものと推測される。

- ① 平成 15 年の相続時精算課税制度創設から 20 年以上経過している。
- ② 特例事業承継税制において、直系尊属以外に対する贈与についても相続時精算課税制度の適用が可能である。
- ③ 令和 6 年より相続時精算課税制度に基礎控除が創設され、相続時精算課税を選択する者の増加が見込まれる。
- ④ 暦年課税による生前贈与の加算期間の見直しに伴い、7 年間の贈与の確認が必要となる。よって、相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求に対する開示書について、開示対象者各人につき各年分の贈与金額及び税額を記載すること及び請求者自身を開示対象者に含めることを可能とすべきである。

(関係法令 相続税法第 49 条第 1 項)

63. 合併法人が提出すべき届出書を集約すること。

合併に係る合併法人は、合併法人の納税地の所轄税務署長に対し異動届出書を提出するほか、被合併法人の納税地の所轄税務署長に対し、被合併法人に係る給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書及び合併による法人の消滅届出書を提出することとなる。

ところで、近年、中小企業における事業承継型の合併件数は増加傾向にあるが、少子高齢化の影響による後継者問題を受け、その傾向は今後も継続するものと推測される。そこで、合併法人及び被合併法人の名称、所在地、合併年月日といった記載事項が重複する上記の届出書を異動届出書に集約することで、納税者の利便性向上及び税務行政の効率化を図るべきである。

(関係法令 法人税法第 20 条、所得税法第 230 条、消費税法第 57 条第 1 項第 5 号)

64. 反面調査についても事前通知を行うこと。

国税通則法第 74 条の 2 では、所得税、法人税等については必要があるときは、納税義務者及びその取引関係者に対して税務署等が質問検査権による調査をすることができる旨を定めている。そして、国税通則法第 74 条の 9 では、納税義務者に対して実地の調査を行う場合は事前通知をする旨を定めているが、納税義務者以外の者への実地の調査（いわゆる反面調査）については事前通知の規定が無い。なお、調査手続きに関する事務運営指針においては、「取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性和反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する」とこととされている。

納税義務者以外の者に対する調査であっても帳簿の検査等が要請される場合には調査対象者に大きな事務負担が生ずることから、納税義務者以外の者への実地の調査においても、国税通則法第 74 条の 9 に準じて事前通知を行うようにすべきである。

(関係法令 国税通則法第 74 条の 2、第 74 条の 9、調査手続の実施に当たっての基本的な考

65. キャッシュレス納付の段階的推進と振替納税制度の活用を図ること。

（新規）

現在、政府は電子政府の実現および行政手続の効率化を目的として、e-Tax を中心とした税務手続の電子化を推進しており、納税分野においても、インターネットバンキングやダイレクト納付等を活用した電子納税の普及に取り組んでいる。これに伴い、従来、現金納付を前提として利用されてきた紙の納付書については、事前発送の廃止や交付の制限が進められるなど、キャッシュレス納付への移行が制度的に進行している状況にある。

しかしながら、こうした急速な電子化の進展は、すべての納税者が等しく享受できているとは言い難く、いわゆる「デジタル・デバイド」の問題が、納税分野においても顕在化しつつある。特に、高齢の納税者や、日常的にデジタル機器やインターネットの利用に慣れていない納税者にとっては、e-Tax による申告手続や電子納税に必要な操作が大きな負担となり、制度への理解不足や手続ミスを招くおそれがある。税務手続の電子化は重要な政策課題である一方、その進め方によっては、納税者間に新たな不公平を生じさせる結果となりかねない点に十分留意する必要がある。

また、納税は国民の基本的な義務であると同時に、税制は納税者の自発的な納税協力によって支えられている制度である。納税協力義務の円滑な履行を確保するためには、納税手続が過度に複雑であったり、特定の手段にのみ依存したりすることなく、納税者の能力や置かれた状況に応じて選択可能であることが重要である。急速な電子化により、納税手続そのものが納税協力義務の履行を困難にするような事態が生じれば、制度への信頼低下や、結果としての申告・納付漏れにつながるおそれも否定できない。

この点、個人の所得税及び消費税の確定申告において実施されている金融機関口座からの振替納税制度は、納税者があらかじめ口座情報を登録することにより、申告期限後に自動的に確定税額が引き落とされる仕組みであり、現金を用いずに納付が完結するキャッシュレスな納付手段であると同時に、複雑なオンライン操作を必要としない点に大きな特徴がある。同制度は、デジタル機器の操作に不安を有する納税者にとっても利用しやすく、納税協力義務の履行を支援する制度として、長年にわたり安定的に機能してきた。

このような振替納税制度の特性を踏まえると、キャッシュレス納付の推進にあたっては、直ちに電子納税へ全面的に移行させるのではなく、振替納税を「電子システムによるキャッシュレス納付への前段階」として明確に位置づけ、制度の周知および利用促進を図ることが極めて有効である。振替納税を通じて段階的にキャッシュレス納付に慣れてもらうことは、デジタル・デバイドの緩和にも資するとともに、納税者の自発的な納税協力を維持・強化する観点からも合理的である。

さらに、現行制度においては、振替納税は主として個人の所得税等に限定されているが、法人税についても、金融機関からの振替納税制度を整備し、普及を図ることが望ましい。法人、

とりわけ中小法人や小規模事業者においては、納付事務を限られた人員で処理しているケースも多く、納付手続の簡素化や確実性の向上は、納税協力義務の円滑な履行を支える重要な要素である。法人税における振替納税の導入・普及は、キャッシュレス納付の裾野を広げるとともに、電子納税への円滑な移行を支援する有効な施策といえる。

以上を踏まえ、キャッシュレス納付の推進にあたっては、デジタル化の理念のみを先行させるのではなく、納税者の多様な実情や納税協力義務との関係を十分に考慮した段階的な制度設計が不可欠である。電子納税の推進と並行して、振替納税制度をキャッシュレス納付の重要な選択肢として位置づけ、制度の整備および周知を一層進めることにより、すべての納税者が無理なく納税義務を果たすことのできる環境を整備すべきである。

(関係法令 国税通則法第 34 条、第 34 条の 2)

【災害税制】

66. 災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和。

(一部修正)

災害により被災した場合、災害のあった日の属する事業年度において損金経理を要件として災害損失特別勘定を繰り入れて被災事業年度の損金算入が可能となる。ただし、東日本大震災や平成 28 年熊本地震のような甚大な災害の場合は、被災資産の修繕見積額の算定や修繕等を早期に完了させることが困難であるため、現行の取扱いは、被災の実態に即しているとは言い難い。

そこで、損金経理の要件を災害のあった日から 2 年以内の日の属する事業年度と改めるべきである。また、現行では災害のあった日から 1 年を経過する事業年度（1 年経過事業年度）において、災害損失特別勘定を取崩して益金に算入することとなるが、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。ただし延長の適用を受けるためには「延長確認申請書」を 1 年経過事業年度終了の日までに提出しなければならない。災害の規模によっては工事完了まで数年間要することもあり、被災者が申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。そこで、災害損失特別勘定の益金算入時期については 1 年経過事業年度ではなく、修繕が完了した事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も不要とすべきである。

(関係法令 所得税法基本通達 36・37 共-7 の 5～10、法人税法基本通達 12-2-1～15)

67. 被災代替資産等の特別償却の拡充、税額控除の創設。

(一部修正)

災害により固定資産が被災した場合、単に固定資産が滅失するだけでなく、被災した固定資産に対する借入金を残したまま、新たな借り入れをしての設備投資が必要となることがある。

昨今の大小さまざまな災害の頻発により、例えば能登半島の地震と土砂災害のように、複数回にわたって損失と借入が重なる不幸な例もある。被災事業者の事業継続及び早期の復旧・再建を図るためには、税制上の支援を通じて、これらの経済的負担を軽減することが不可欠である。

そこで、特定非常災害以外でも激甚災害に指定されるような一定規模の災害によって損失した固定資産の代替資産を取得した場合には、取得した固定資産に対する特別償却又は税額控除ができるようにすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 43 条の 2)

68. 東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例措置の今後のあり方及び制度の見直し。

(一部修正)

東日本大震災の被災地においては東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）の施策が実施されている。令和 3 年 4 月より第 2 期復興・創成期間と位置づけられ、復興への取組みを更に前に進めることとなり、対象区域について産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な沿岸地域に重点化された。被災地では住宅等のコミュニティ形成は進んでいるが、産業再生は未だ復興半ばであり、令和 7 年度以降においても認定復興推進計画に基づき地方公共団体から指定を受け、復興特区法に規定する課税の特例の適用対象となっている事業者が多数存在している。令和 6 年度税制改正により延長された課税の特例措置は令和 8 年 3 月 31 日をもって適用期限を迎えることとなるが、特例措置が被災地の産業再生に果たしてきた役割や適用期限到来後における事業活動への影響については、十分に整理・共有された形で示されているとは言い難い。そこで、適用期限の到来をもって単に終了させるのではなく、その効果や課題を総括したうえで、今後の支援のあり方について、必要な制度的措置の検討を含め、改めて検討すべきである。

支援制度の検討に際しては、対象区域について産業集積が見込まれる適用区域や集積業種を限定せず市町村全域及び全業種を対象とし、東日本大震災復興特別区域法第 37 条に規定する設備投資に係る特別償却等については、対象資産を機械・装置及び建物・構築物に限定せず、全ての有形固定資産を対象とすることが、被災地全体の産業再生を図る観点からも重要である。

(関係法令 東日本大震災復興特別区域法第 37 条、第 38 条、第 39 条)

69. 東日本大震災における原発事故による避難指示区域の固定資産税評価額に対する負担調整を設けること。

(一部修正)

東日本大震災における福島第一原発事故によって避難を余儀なくされた避難指示区域においては、固定資産税が免除され、避難指示解除後一定期間はその税額が減免される特例措置が設けられているが、その後は従来通りに固定資産税が課税されている。

しかしながら実態は、帰還した住民は 1 割に満たない地域が多く、固定資産の時価も大きく

毀損しており、実際の時価評価額と固定資産税評価額が大きく乖離している例が多数見受けられる。

そこで、避難指示解除後の固定資産税評価額について、実態に合わせ、避難指示によって一旦評価額がゼロになったものとして、負担調整率を用いて段階的に上昇していく特例制度を設けるべきである。

なお、今後、他の原発を抱える地域において大規模災害が発生した場合にも同様の課題に直面する可能性があるため、原発事故等により長期避難を余儀なくされた地域に共通して適用可能な制度として、あらかじめ検討・整理しておくことが重要である。

(関係法令 地方税法附則第 55 条)

70. 事業者の防災費用・災害支援費用の税務処理を使いやすくし、税額控除を設けること。

(一部修正)

災害の事前対策としての防災減災活動に関する税制として、中小企業防災・減災投資促進税制が施行されている。しかし、事業継続力強化計画等の認定を要するほか、対象となる設備は、例えば機械装置なら 100 万円以上など一定額以上のものに限定される。加えて、令和 5 年度税制改正により、令和 7 年 4 月 1 日以後取得分については特別償却率が 16%へ引き下げられるなど、必ずしも利用しやすい制度とはなっていない。

一方、被災直後に必要なものは、「水、食料品、電池、燃料、毛布、衛生用品」等の生活必需品である。事業者が社会的責任を履行し、組織としてこれらを備えておくことは地域全体の防災力強化につながる。

このような生活必需品の防災費用の税務処理は、法人については損金算入が認められているが、個人事業者の必要経費算入については業務との直接関連性と必要性の観点から必ずしも明確ではない。防災費用の支出が社会的損失を予防ないしは穴埋めしていることを勘案すれば、法人と個人で差異があることを改善すべきであり、個人事業主の防災費用も必要経費に算入することを明確化すべきである。

その上で、事業者が自治体の地域防災計画に従って、災害に備えるために計画的にこれらに支出した場合には、管理簿を整備する等を要件として、税額控除制度を設けるべきである。

また、災害寄附金や災害義援金については、法人は全額損金算入が認められている一方で、個人の場合には 40%の限度額が設定されている。この差異も、災害時における迅速かつ柔軟な支援を促進する観点から改善すべきである。

(関係法令 所得税法 37 条、第 78 条 1 項・2 項、租税特別措置法第 11 条の 3、第 44 条の 2)

71. 除染等業務従事者に支給される特殊勤務手当について、役員給与の損金算入を認める特例を設けること。

(一部修正)

福島第一原発の事故を受け、環境省が指定する除染特別地域内で作業に従事する作業員には

除染業務に係る特殊勤務手当が支給されている。この手当は、災害対応という特殊かつ危険な業務に実際に従事したことに伴い国の基準に基づいて支給されるものであり、除染関連業者となった際、請負業者として必ず作業員に支払わなくてはならない仕組みとなっている。

除染業務を請け負う会社においても役員が現場に出て作業を行い特殊勤務手当支給の対象となることは珍しくないが、法人税法上の役員の定期同額給与の要件に該当しないと判断されることから、支給方法について苦慮している法人が多い。

しかし、特殊勤務手当は、役員としての地位に着目して支給される性格のものではいため、その支給については、収益との対応関係や業務内容の実態を踏まえ、損金性が認められるべきである。

以上の理由により、災害対応税制における事前確定届出給与に関する給与の特例として、除染業務に係る特殊勤務手当は事前届け出なしに支給しても損金算入を認めるべきである。

(関係法令 人事院規則 9-129 東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30 (特殊勤務手当) の特例、法人税法第 34 条、会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条)